
熊取町第4次障がい者計画



令和6年3月
熊取町

●障がいの「害」のひらがな表記について

大阪府において、マイナスイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記する取り組みが行われています。

本町におきましても、大阪府の趣旨に賛同し、平成 28 年 3 月から同様の取り組みを行っております。

そのため、本計画においても「害」の漢字をできるだけ用いないでひらがなで表記しています。

なお、法令名称、条例名称、固有名称等については、「害」をひらがなで表記せず、漢字で表記しています。

はじめに



本町では、平成 29 年 3 月に「熊取町第 3 次障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がい福祉施策の総合的な推進を図ってまいりました。

この間、国においては、「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立や、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が改正されるなど、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、住民の皆様の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきております。

このように障がい福祉を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中、本町では令和 6 年度から令和 14 年度（9 年間）の障がい者福祉の施策の指針となる「熊取町第 4 次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、第 3 次計画で掲げた基本理念を継承し、推進するとともに、すべての住民の人権が守られ、地域で“ともに”支え合い安心して暮らし続けることができる「くまとり」をめざし、「障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らせる“共生のまち”づくり」を基本理念として掲げ、障がい者施策を推進してまいります。

今後も、本計画の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重なるご審議を賜りました障害者施策推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

熊取町長 藤原 敏司

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 SDGs とのつながり	5
4 計画の期間	5
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	6
第2章 障がい者計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 施策体系	13
第3章 施策の展開	15
取り組み方針1 障がいを理解し、支え合う社会の推進	17
【1-1】障がいのある人への差別の解消に向けて	17
【1-2】障がいのある人の権利を守るために	20
【1-3】障がいへの理解と啓発を進めるために	23
取り組み方針2 ワンストップで相談できる体制の充実	26
【2-1】相談支援の充実をめざして	26
取り組み方針3 住み慣れた地域で、共に安心して暮らせる支援の充実	31
【3-1】必要な情報を必要な人が知るために	31
【3-2】住民同士が支え合い、地域で安心して暮らすために	34
【3-3】安心して保健・医療サービスを受けるために	37
【3-4】災害時の避難を含めた防災対策を進めるために	40
【3-5】安心して生活するための防犯活動を進めるために	42
取り組み方針4 子どもの育ちを支える体制の整備	44
【4-1】早期療育の充実	44
【4-2】配慮の必要な子どもへの支援とインクルーシブ教育の充実	46
取り組み方針5 社会活動等に参加できるための支援	48
【5-1】社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加を促進するために	48
【5-2】コミュニケーション支援の充実をめざして	50
【5-3】ユニバーサルデザインに基づくバリアフリーを進めるために	52
【5-4】就労支援の充実に向けて	53
第4章 計画の推進	57
1 計画の周知	59
2 計画の推進体制の確立	59
3 計画の進捗管理	59

第5章 障がいのある人を取り巻く状況	61
1 総人口の推移	63
2 障がい者手帳所持者の状況	64
3 身体障がいのある人の状況	65
4 知的障がいのある人の状況	67
5 精神障がいのある人の状況	68
6 難病等の患者の状況	69
7 障がい児の就学状況等	69
8 熊取町職員の障がい者雇用状況	72
資料編	73
1 アンケート調査	75
2 意見交換及び聞き取り調査	76
3 相談支援事業所への調査	76
4 関係法令の概要	77
5 用語集	79
6 熊取町障害者施策推進委員会規則	88
7 熊取町障害者施策推進委員会委員名簿	90
8 計画策定の経緯	91

※本計画の本文中の法律は、略称法令名を表記しています。関係法令・関係用語は、巻末の参考資料に概要・解説を掲載しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの、特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を背景に、多様化・複雑化しています。また、介護をしている家族の高齢化やいわゆる「8050問題」への対応、障がいのある人に対する偏見や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止を進めるほか、地域共生社会の推進を図り、すべての人にとって住みやすく生きていきやすい社会の実現が求められています。

そのような中、国では令和5年3月14日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正を閣議決定し、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行政機関や事業者にも求めています。さらに、令和4年5月には、障がいのある人が情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定されました。

令和4年12月10日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）等の改正は、令和6年4月1日から施行されます。この改正では、障がいや難病のある人等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざす、とされています。

また、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、共生社会の実現に資する取り組みの推進、当事者本位の総合的かつ分野的な支援、障がい特性に配慮したきめ細かい支援、障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進などが各分野に共通する横断的視点として定められています。

本町では、障がい者施策の1つとして、「手話が言語である」との認識に基づき、平成29年1月に手話言語条例を制定・施行し、府内の他市町に先駆けて手話への理解促進と普及、手話に関わる施策を総合的かつ計画的に取り組んでいます。

平成29年3月には、熊取町第3次障がい者計画を平成29年度から令和5年度の計画期間として策定し、「障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念に基づき、障がいの有無に関わらず、住民・事業者・関係機関との連携のもと、障がい者施策の着実な推進に取り組んできました。

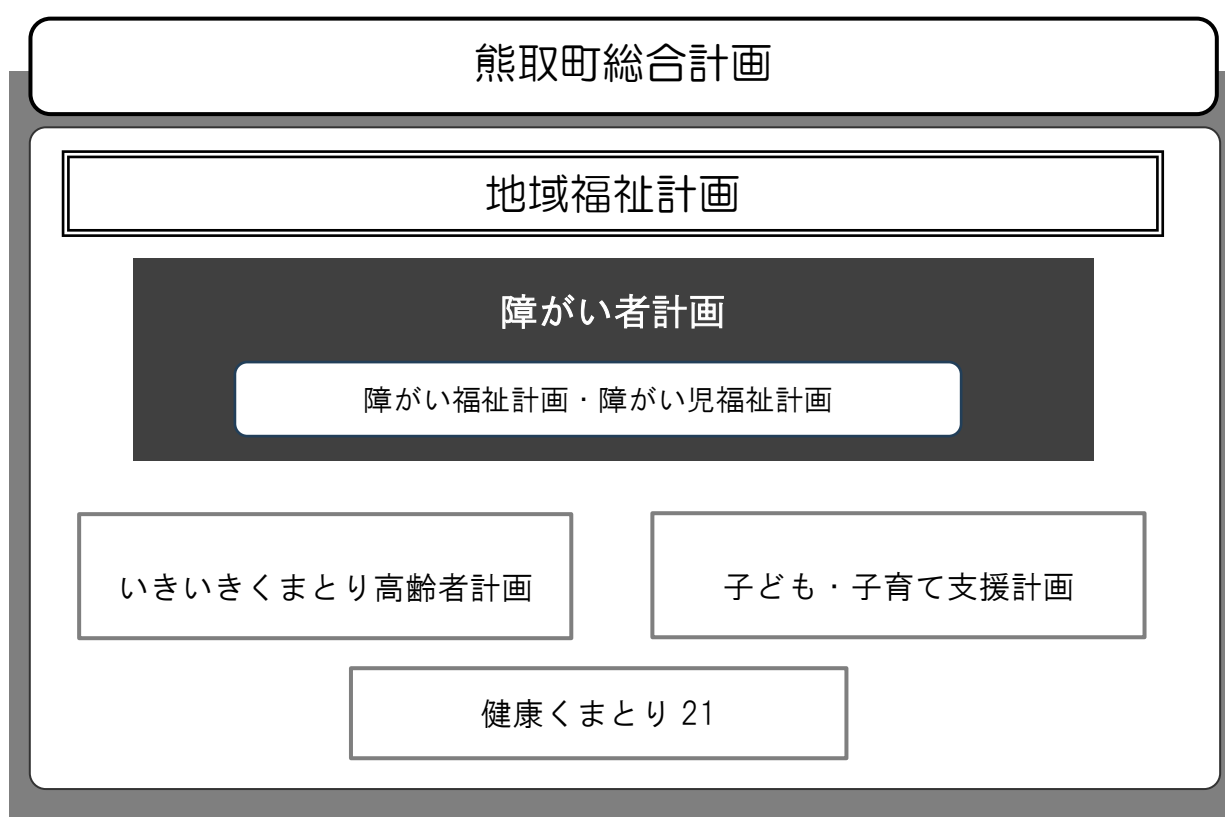
この度、第3次計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、本町の障がい者施策の方向性を定める「熊取町第4次障がい者計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」です。

熊取町総合計画を上位計画とし、熊取町地域福祉計画に定められた地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性に沿って、他の関連計画とともに連携し福祉の向上をめざします。

一方、同時に策定する「熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」は、本計画で定めた基本的な施策に基づき、障がい福祉サービス分野の実施計画として位置付けられるものです。



- 障がい者計画
障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画
- 障がい福祉計画
障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画
- 障がい児福祉計画
障がい児通所支援等の提供体制の確保やその他の障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画

3 SDGs とのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年を達成年限とする基本目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。令和元年12月には同指針の改定が行われ、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした、8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉の分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。そのため、SDGsの考え方を取り入れ、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられる環境の構築をめざします。

本計画では、SDGsで掲げられている17のゴールのうち、特に密接な関連のあるゴールを次のように設定し、施策や事業の推進によるSDGsの達成に取り組んでいきます。



4 計画の期間

第4次障がい者計画については、令和6年度から令和14年度までの9年間を計画期間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

(年度)

	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
障がい者計画	第4次								
障がい福祉計画	第7期			第8期			第9期		
障がい児福祉計画	第3期			第4期			第5期		

5 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互の人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざします。

そのため、障がい者手帳の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人だけでなく、住民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画は、策定委員会や各種調査、パブリックコメントなどにより、障がいのある人に関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 熊取町障害者施策推進委員会

学識経験者、地域住民代表及び行政関係者等からなる「熊取町障害者施策推進委員会」において、審議を行いました。

(2) 調査の実施

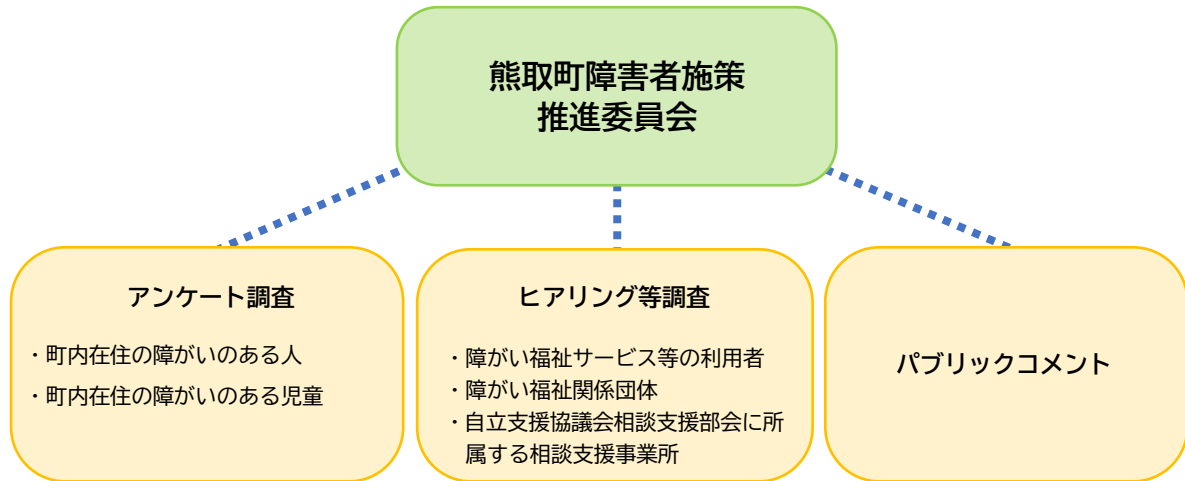
計画策定の基礎資料とするため、町内在住の障がいのある人や児童を対象に、アンケート調査を実施しました。

さらに、町内で障がい福祉サービス等を提供している事業所等の利用者や障がい福祉関係団体へ、現状やニーズについてヒアリング等を行いました。

加えて、自立支援協議会相談支援部会の部会員である相談支援事業所からも、意見を聴取しました。

(3) パブリックコメント

町広報、ホームページ及び町内公共施設において計画案を公表し、意見を収集しました。



第2章 障がい者計画の基本的な考え方

第2章 障がい者計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、まちづくりの上位計画として「熊取町第4次総合計画」を平成30年3月に策定し、将来像『住みたい 住んでよかった 共につくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち』の実現に向けた施策を展開しています。

障がい者福祉に関する分野では、“住み慣れた地域で自立していきいきと暮らす”、“ライフステージに対応した切れ目のない支援”を基調とした取り組みを行っています。

今後も、障がいのある人が、自分らしく社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できる仕組みの構築とともに、共に支え合い、安心して暮らし続けることができる「共生のまち」をめざしていくことが重要です。

これらを踏まえ、第4次障がい者計画の基本理念を「障がいのある人もない人も 住み慣れた地域で いきいきと暮らせる “共生のまち” づくり」と定めます。

**障がいのある人もない人も
住み慣れた地域で
いきいきと暮らせる“共生のまち”づくり**

2 基本目標

1

障がいのある人が生きがいを持ち、 自立した生活を送り、自分らしく暮らせるまちづくり

障がいのある人を取り巻く社会的障壁を取り除き、障がいのある人のエンパワメントやストレングスに着目して、個性や能力を発揮させ、自立した生活を送り、いきいきと社会で暮らせるまちづくりをめざします。

エンパワメント・・・利用者、利用者集団やコミュニティなどが力を自覚して行動できるような援助をいう。

ストレングス・・・要援護者の持っている「強さ」に焦点を当てて援助していくことをいう。

2 生涯にわたって切れ目のない支援があるまちづくり

障がいのある人の生涯生活をとおして、必要な支援が切れ目なく行うことができるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・文化活動やスポーツ活動など、互いの分野が連携した横断的な支援が提供される取り組みとともに、ライフステージに対応した一貫した支援を実施していきます。

3 地域が支えて安心して暮らし続けられるまちづくり

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における自立した生活を支援する仕組みづくりを進め、地域共生社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が安心した生活を送り、必要なサービスを適切に受けられるよう、相談支援体制を整備します。

4 一人ひとりの違いを個性と認め、差別がない理解し合えるまちづくり

障がいのある人の個性や人格、生活が尊重されるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。

一人ひとりが、障がいや障がいのある人について正しく理解できるよう、広報していきます。

3 施策体系

基本目標	取り組み方針と内容	めざすべき姿
<p>1 障がいのある人が生きがいを持ち、自立した生活を送り、自分らしく暮らせるまちづくり</p>	<p>1. 障がいを理解し、支え合う社会の推進</p> <p>1-1 障がいのある人の差別解消に向けて</p> <p>1-2 障がいのある人の権利を守るために</p> <p>1-3 障がいへの理解と啓発を進めるために</p>	<p>障がいへの正しい理解と支え合いが広まっている</p>
<p>2 生涯にわたって切れ目のない支援があるまちづくり</p>	<p>2. ワンストップで相談できる体制の充実</p> <p>2-1 相談支援の充実をめざして</p>	<p>身近な地域で一人ひとりに合った相談を受けられる環境が整っている</p>
<p>3 地域が支えて安心して暮らし続けられるまちづくり</p>	<p>3. 住み慣れた地域で、共に安心して暮らせる支援の充実</p> <p>3-1 必要な情報を必要な人が知るために</p> <p>3-2 住民同士が支え合い、地域で安心して暮らすために</p> <p>3-3 安心して保健・医療サービスを受けるために</p> <p>3-4 災害時の避難を含めた防災対策を進めるために</p> <p>3-5 安心して生活するための防犯活動を進めるために</p>	<p>必要な情報が提供され、必要な支援を受けられる環境が整っている</p>
<p>4 一人ひとりの違いを個性と認め、差別がない理解し合えるまちづくり</p>	<p>4. 子どもの育ちを支える体制の整備</p> <p>4-1 早期療育の充実</p> <p>4-2 配慮の必要な子どもへの支援とインクルーシブ教育の充実</p>	<p>0歳から18歳まで切れ目のない支援を行うための体制が整っている</p>
<p>4 一人ひとりの違いを個性と認め、差別がない理解し合えるまちづくり</p>	<p>5. 社会活動等に参加できるための支援</p> <p>5-1 社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加を促進するために</p> <p>5-2 コミュニケーション支援の充実をめざして</p> <p>5-3 ユニバーサルデザインに基づくバリアフリーを進めるために</p> <p>5-4 就労支援の充実に向けて</p>	<p>障がいのある人が社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動に参加しやすくなっている</p>

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

取り組み方針1 障がいを理解し、支え合う社会の推進

障がいのある人がその人らしく、地域で生活するためには、地域住民の障がいへの理解が大切です。

障がいのある人への差別の解消や、重大な人権侵害である虐待に対して、その防止・解決に向けた取り組みを推進します。

めざすべき姿

障がいへの正しい理解と支え合いが広まっている

【1-1】障がいのある人への差別の解消に向けて

現状と課題

〈差別を受けた経験について〉

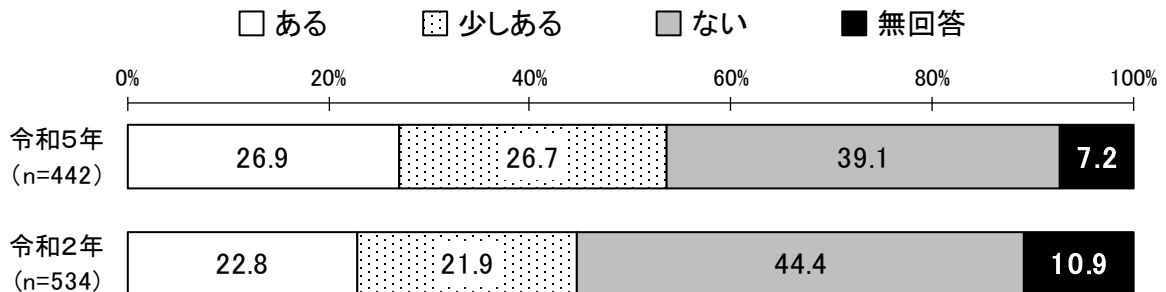
- 第4次障がい者計画ほか計画策定のためのアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)においては、差別等を受けた経験については、「ある」(26.9%)と「少しある」(26.7%)を足すと53.6%が何らかの差別や嫌な思いをした経験があります。
- 令和2年の調査と比較すると、「ある」「少しある」と回答する人の割合が増加しています。年齢別でみると、18~29歳では「少しある」、30歳代では「ある」、それ以外の年代では「ない」の割合が最も高くなっており、また、概ね年齢が上がるにつれ「ない」の割合が増加する傾向がみられます。手帳と障がいの種類別でみると、療育手帳・発達障がいでは「ある」、難病認定では「少しある」「ない」(同率)、それ以外の種類では「ない」の割合が最も高くなっています。

〈差別の解消の啓発、周知について〉

- 定期的な広報やホームページの掲載、障がい者週間啓発イベントの開催や、住民向け人権映画会の実施等により、障がいのある人の人権や障がいを理由とする差別の解消について啓発、周知を行っています。

【障がいがあることで、差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか】

《令和2年調査との比較》



《年齢別、手帳と障がいの種類別》

		合計 (人)	ある	少しある	ない	無回答
全体		442	26.9	26.7	39.1	7.2
年齢	18歳～29歳	69	27.5	37.7	29.0	5.8
	30歳代	46	43.5	26.1	26.1	4.3
	40歳代	96	31.3	28.1	36.5	4.2
	50歳代	124	28.2	21.8	40.3	9.7
	60歳～64歳	65	12.3	24.6	55.4	7.7
	65歳以上	27	14.8	14.8	59.3	11.1
障がい手帳と種類	身体障がい者手帳	224	22.3	25.0	46.4	6.3
	療育手帳	149	31.5	28.2	29.5	10.7
	精神障がい者保健福祉手帳	125	32.0	26.4	35.2	6.4
	自立支援医療認定	155	30.3	27.1	36.1	6.5
	発達障がい	100	34.0	33.0	24.0	9.0
	高次脳機能障がい	19	21.1	15.8	47.4	15.8
	難病認定	38	28.9	31.6	31.6	7.9

※網掛け部分は割合が最も高い項目

(アンケート調査より)

当事者ヒアリングより (ご意見の一部を掲載しています)

質問：障がいがあることでどんな差別や嫌な思いをしたことがありますか。

- ・障がいのある人によっては健常者と見た目が変わらないことがある。一方で、集団でいると避けられてしまう。
- ・仕事で書類を渡そうとしたとき、私(障がいがある)から受け取りを拒否する人がいた。

●障害者差別解消法の改正について

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が平成28年4月1日に施行されました。

また、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年4月1日施行）が令和3年4月1日に改正され、当町においても、障がいのある人への民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されました。

国においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年5月28日成立、令和3年6月4日公布）の成立により、全国的に民間事業者の合理的配慮の提供を義務化とする方針となりました。改正法の施行は公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、令和5年政令第60号により、施行は令和6年4月1日と定められました。

目標に向かったの取り組み

〈差別の解消の啓発、周知について〉

- 定期的な広報やホームページ掲載、映画会の実施等により障がいのある人の人権についての啓発活動を行っていきます。また、令和6年4月から「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が変更されることに伴い、国の動向を注視し、適宜必要な情報発信を行います。
- 障がいのある人への差別の解消や、虐待防止についての周知のため、啓発イベントを実施するとともに住民向け講座等を開催します。また、障がいのある方に向けても、障がい者差別や虐待について、「知る機会」の創出に努めます。
- 企業等に対し、障がいがある人の個々の状態・状況に応じた配慮等、地域で就労しやすい環境がつけられるよう周知・啓発に取り組みます。
- 障がいのある人に配慮した行政サービスの提供、体制整備に取り組みます。

〈差別の解消のための研修・教育について〉

- 障がいのある人に対し適切に対応するため、定期的に「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」等の周知を行い、意識啓発を図ります。また障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、職員研修を実施します。
- 地域・学校等において、障がいへの理解促進のため、人権教育、福祉教育の充実を図ります。

【1－2】障がいのある人の権利を守るために

現状と課題

〈成年後見制度について〉

- アンケート調査によると、成年後見制度について4割の方が「知らない」と回答しています。また、成年後見制度の利用意向については、障がいがある人の55.0%が「必要はない」と回答していますが、障がいのある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていく上で、成年後見制度などの権利擁護の仕組みが大きな役割を果たします。
- 令和2年の調査と比較すると、「利用したい」の割合が1.5ポイント増加する一方、「利用したくない」の割合も増加しています。

〈虐待等の相談先について〉

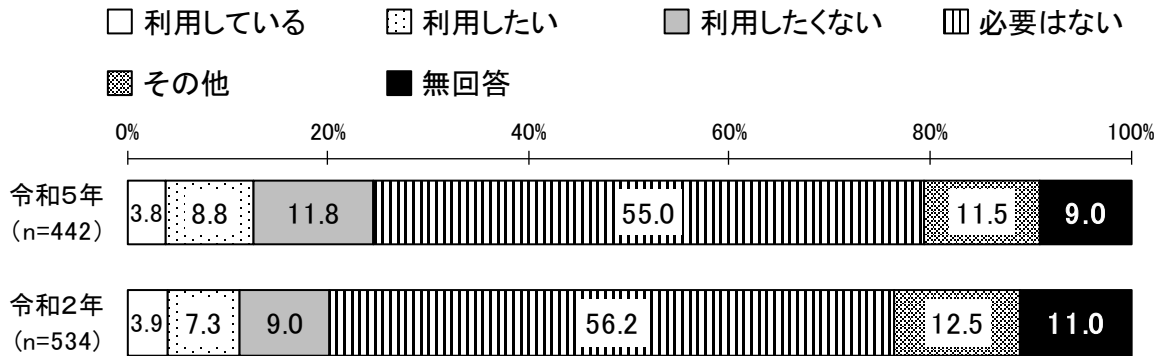
- アンケート調査で虐待等にあった場合の相談や通報先を知っているかについては、「相談先や通報先についてはよく知らない」の割合が71.7%で、「相談先や通報先について知っている」(21.9%)を49.8ポイント上回っています。
- 令和2年の調査と比較すると、「相談や通報先について知っている」の割合が増加しています。

〈日常生活自立支援事業について〉

- 日常生活自立支援事業において、認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある人など、自分一人で手続きなどをするのが不安な方や、お金の出し入れや公共料金の支払いなどでお困りの方が住み慣れた地域で生活ができるように支援しています。

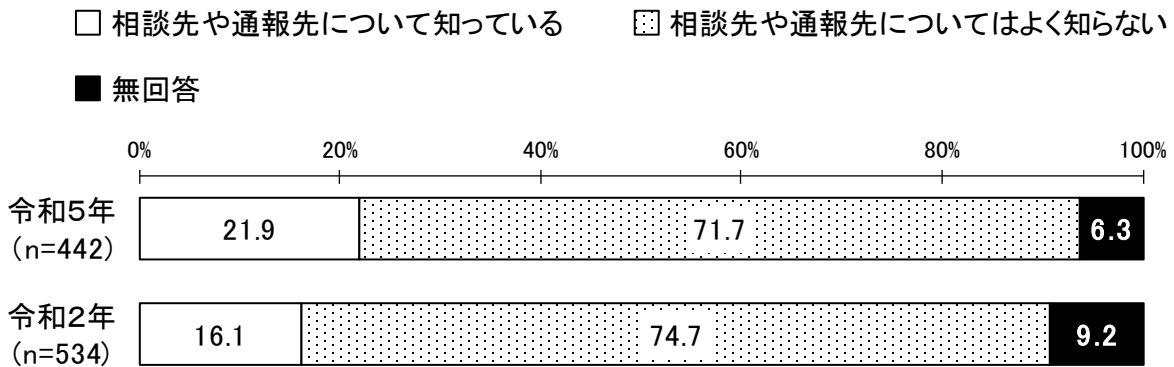
【成年後見制度を利用したいか】

《令和2年調査との比較》



【虐待等の相談や通報先】

《令和2年調査との比較》



(アンケート調査より)

〈成年後見制度について〉

- 地域で安心して生活できるよう、広報やチラシ等により権利擁護や成年後見制度の周知・普及啓発に努めるとともに、必要な方に支援が届けられる連携体制の構築に取り組みます。また、「親なき後」の備えも含め、障がいがある人の親族等への成年後見制度の理解促進を図ります。
- 法人後見人、市民後見人及び専門職後見人など、障がいの状況に応じた後見制度の周知に努めます。

〈虐待等の相談先について〉

- 虐待に関する相談窓口の周知を行っていくとともに、庁内関係部署並びに関係機関との連携により、障がいのある人への虐待の未然防止、早期発見、発生時の迅速な対応や再発防止に取り組みます。
- 障がいのある人を介護する方の介護疲れや、障がいへの理解不足などから虐待につながるよう、身近な相談窓口である障がい福祉サービス事業所等や相談支援事業所との連携を深めます。
- 障がいのある人への虐待の対応等において、一時保護が必要となった場合の居室の確保に努めます。

〈日常生活自立支援事業について〉

- 判断能力が十分でない障がいのある人が安心して自立した生活を送るために日常の金銭管理に支援が必要な人には、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用促進を図っていきます。

〈要保護児童対策地域協議会について〉

- 要保護児童対策地域協議会（子ども相談ネットワーク会議）の障がい実務者会議（障がい児ネットワーク会議）を開催し、関係機関との連携を深め、また障がい理解の啓発に努めていきます。

【1－3】障がいへの理解と啓発を進めるために

現状と課題

〈障がいへの理解を深めるために必要なことについて〉

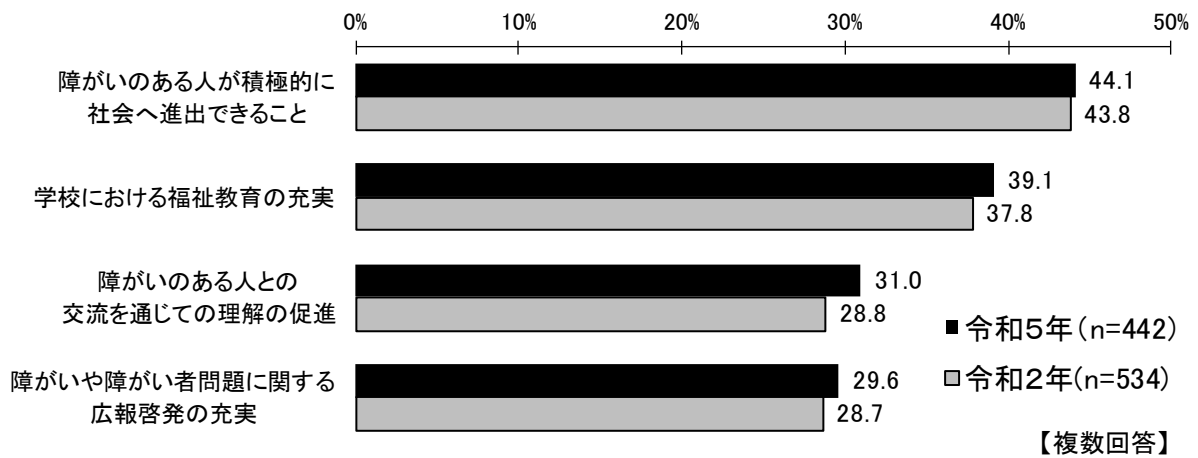
- アンケート調査によると、障がいへの理解を深めるために必要だと思うことについては、全体では「障がいのある人が積極的に社会へ進出できること」の割合が44.1%で最も高く、次いで「学校における福祉教育の充実」(39.1%)、「障がいのある人との交流を通じての理解の促進」(31.0%)などの順となっています。
- 令和2年の調査と比較すると、上位の項目の割合は増加しています。年齢別でみると、30歳代以下では「障がいのある人が積極的に社会へ進出できること」「学校における福祉教育の充実」が同率で最も高く、一方、65歳以上では「障がいのある人との交流を通じての理解の促進」の割合が最も高くなっています。手帳と障がいの種類別でみると、療育手帳では「障がいのある人が積極的に社会に進出できること」「障がいのある人との交流を通じての理解の促進」(同率)、発達障がい・高次脳機能障がいでは「学校における福祉教育の充実」、それ以外の種類では「障がいのある人が積極的に社会へ進出できること」の割合がそれぞれ最も高くなっています。
- 障がいのある人が地域で安心して生活していくため、日頃の生活の中で地域住民と関われる仕組みづくり等による、交流する機会の創出が必要です。

〈障がいへの理解を深めるための啓発活動について〉

- 「障害者基本法」に定められた「障がい者週間」(毎年12月3日から9日)などにおいて、障がいに対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に取り組んでいます。

【障がいへの理解を深めるために必要だと思うこと】

《令和2年調査との比較》



《年齢別、手帳と障がいの種類別》

		合計 (人)	障がいのある人が積極的に社会へ進出できること	学校における福祉教育の充実	障がいのある人との交流を通じての理解の促進	障がいや障がい者問題に関する広報啓発の充実
		%				
全体		442	44.1	39.1	31.0	29.6
年齢	18歳～29歳	69	50.7	50.7	36.2	26.1
	30歳代	46	47.8	47.8	37.0	32.6
	40歳代	96	43.8	39.6	30.2	29.2
	50歳代	124	42.7	34.7	28.2	29.0
	60歳～64歳	65	44.6	38.5	27.7	36.9
	65歳以上	27	29.6	18.5	37.0	29.6
障がい手帳の種類	身体障がい者手帳	224	42.9	37.5	32.6	29.9
	療育手帳	149	38.9	38.3	38.9	24.2
	精神障がい者保健福祉手帳	125	49.6	42.4	29.6	33.6
	自立支援医療認定	155	48.4	38.7	29.7	32.3
	発達障がい	100	49.0	51.0	37.0	25.0
	高次脳機能障がい	19	47.4	57.9	26.3	47.4
	難病認定	38	36.8	34.2	21.1	28.9

※網掛け部分は割合が最も高い項目

(アンケート調査より)

当事者ヒアリングより (ご意見の一部を掲載しています)

質問：お住まいの地域住民の方々について、障がいに理解があると感じていますか。

<理解があると回答した人>

- ・地域の掃除のとき手伝ってくれる。
- ・(施設で) 大きな声で話す利用者さんがいても近隣からは何も言われない。

<理解がないと回答した人>

- ・障がいのある子どもが家で大声を出すと、親は近隣住民を気にして家のシャッターを閉めるが、子ども自身は親がシャッターを閉める理由を理解していないと思う。
- ・聴覚障がいと知っていてもマスクをしながら健聴者と話すように早口で話しかけてくる。

目標に向かった取り組み

〈障がいへの理解を深めるための教育・研修について〉

- 町立小・中学校において、障がい理解教育の取り組みをさまざまな教科と関連付け、学校教育活動全体として進めます。
- 町職員が、障がいや障がいのある人に対する正しい認識を深めることができるよう職員研修の充実を図ります。

〈障がいへの理解を深めるための啓発活動について〉

- 町広報、ホームページへの記事掲載や、熊取町人権協会などと連携して映画会や人権啓発広報紙を通じて啓発に努め、障がいへの理解をはじめさまざまな人権意識の高揚を図ります。
- 「障がい者週間」などにおいて、障がいに対する正しい理解や交流を目的とした啓発活動に取り組めます。
- 地域住民や町内事業所の障がいへの理解を促進するため、井戸端セミナー、人権教育講座の開催や、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会などでの啓発活動を実施します。

取り組み方針2 ワンストップで相談できる体制の充実

障がいがある人に「必要なときに、必要なサービス」が提供されるためには、気軽に相談できる環境づくりが大切です。そのため、相談支援事業所、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの町内各種団体と連携し、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

近年、福祉ニーズは多様化しており、相談内容も複雑化しています。介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、分野を問わない相談や支援を一体的に実施する、包括的な支援体制の整備を進めます。

めざすべき姿

**身近な地域で一人ひとりに合った相談を
受けられる環境が整っている**

【2-1】相談支援の充実をめざして

現状と課題

〈悩みごと等の相談先について〉

- アンケート調査によると、「あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか」との質問には、「家族、親せき」が60.9%で回答した方が多く、「友人、知人」が29.2%と、相談支援事業所や行政機関と回答する方が少ない結果となりました。また、当事者へのヒアリングにおいても相談支援事業所に相談する割合がまだ少ないため、さらに地域の相談窓口の周知を図る必要があります。
- 上位の項目を令和2年の調査と比較すると、「相談支援事業所などの相談員」や「かかりつけの医師や看護師」の割合が増加しています。

〈相談支援体制について〉

- 庁内の関係部署や関係機関との連携に努め、切れ目のない相談支援体制を構築しています。
- 地域活動支援センターについては、引き続き実施していますが、令和4年10月からは、泉佐野市・田尻町との共同委託として実施しています。
- 地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置に向けて取り組んでいます。

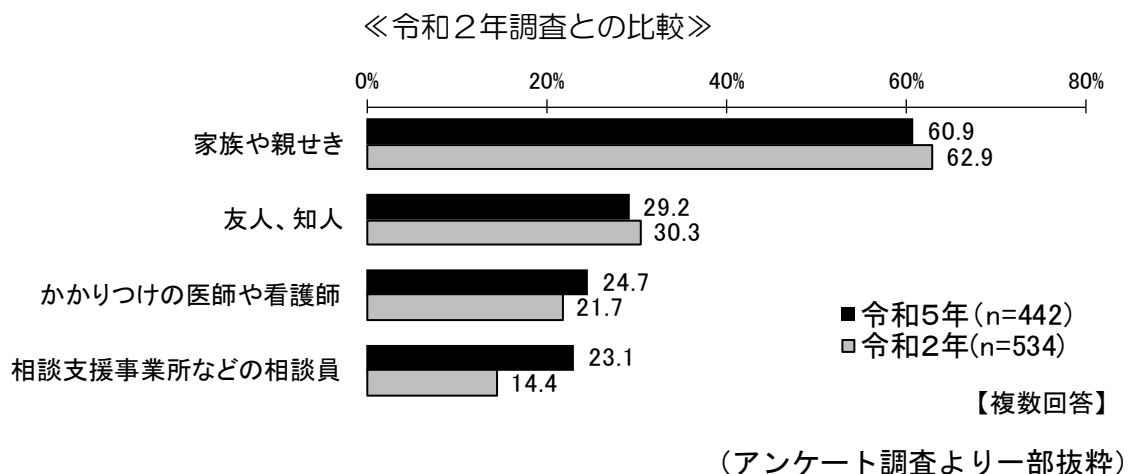
〈子どもに関する相談について〉

- 子どもに関する相談について、医師や心理相談員等による専門相談を実施し、乳幼児健診などから相談があれば、必要に応じてつないでいます。

〈国の取り組みについて〉

- 国（厚生労働省）において、これまでの福祉行政が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者などといった対象ごとの支援体制だけでは対応が困難となってきたことから、人々が持つ多様なニーズへ対応すべく、重層的支援体制整備事業が創設されています。

【悩みごとや困ったことなどの相談先】



目標に向かったの取り組み

〈悩みごと等の相談先について〉

- 障がい種別を問わず、きめ細かな対応ができるよう、町の窓口に引き続き専門的な知識、技術を有する職員（社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳者）を配置します。
- 日中の活動の場として、地域活動支援センター事業を実施し、障がいのある人が気軽に集まれる場所を提供し、相談しやすい環境づくりを行います。また、多くの方に利用していただくようセンターの周知に努めます。

〈子どもに関する相談について〉

- 子どもに関する相談について、医師や心理相談員等による専門相談のさらなる周知を行い、関係機関と連携しながら利用しやすい相談支援体制となるよう努めます。
- 療育に関する相談については、乳幼児健診等をきっかけに始まることが多いため、福祉・保健・医療・教育など関係機関との連携を強化し、個々の成長に合わせた、切れ目のない相談支援体制の構築に努めます。

〈相談支援体制について〉

- 障がい福祉サービス等を利用される方のエンパワメントとストレングスに着目した質の高いサービス等利用計画が作成できるよう、熊取町自立支援協議会の相談支援部会において、相談事例についての検討や、情報共有を行うなど、相談支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図ります。
- 障がいのある人及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、福祉、教育、労働など幅広い分野の横断的な連携体制及び生涯生活をとおして切れ目のない相談支援体制の構築に努めます。
- 重層的支援体制整備事業の実施により、継続してコミュニティソーシャルワーカーによる障がいを持った方を含む幅広い相談支援や、関係機関との連携を進めます。

●国の重層的支援体制整備事業について

令和2年6月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」と位置付けられました。

重層的支援体制整備事業の検討過程において大切にしたい視点は、大きく次の3つです。

①すべての人びとのための仕組みとすること

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化しています。

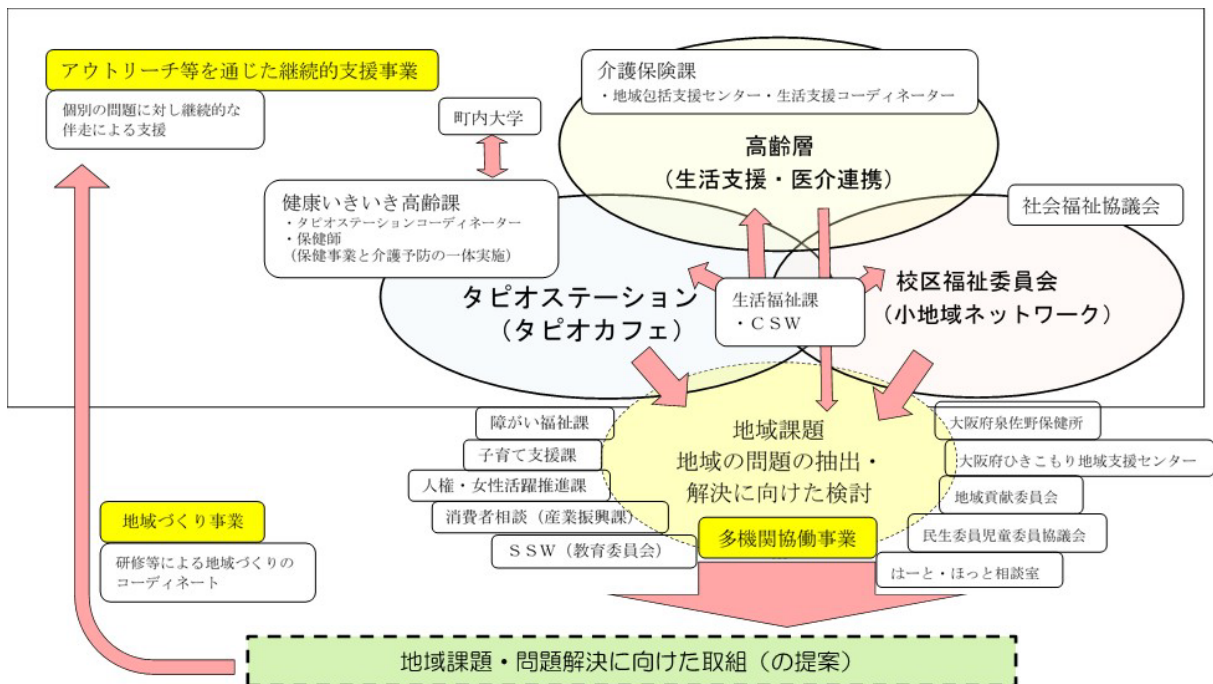
②実践において創意工夫が生まれやすい環境を整えること

重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して交付金を一体的に交付することに加え、支援機関等における事業実施において「地域型」と呼ばれる新たな事業実施の類型を設けました。

③これまで培ってきた専門性や政策資源を活かすこと

既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくることを目的に、重層的支援体制整備事業は、すべての市町村が実施する必須事業ではなく、実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業としました。

【熊取町の重層的支援体制整備事業のイメージ】



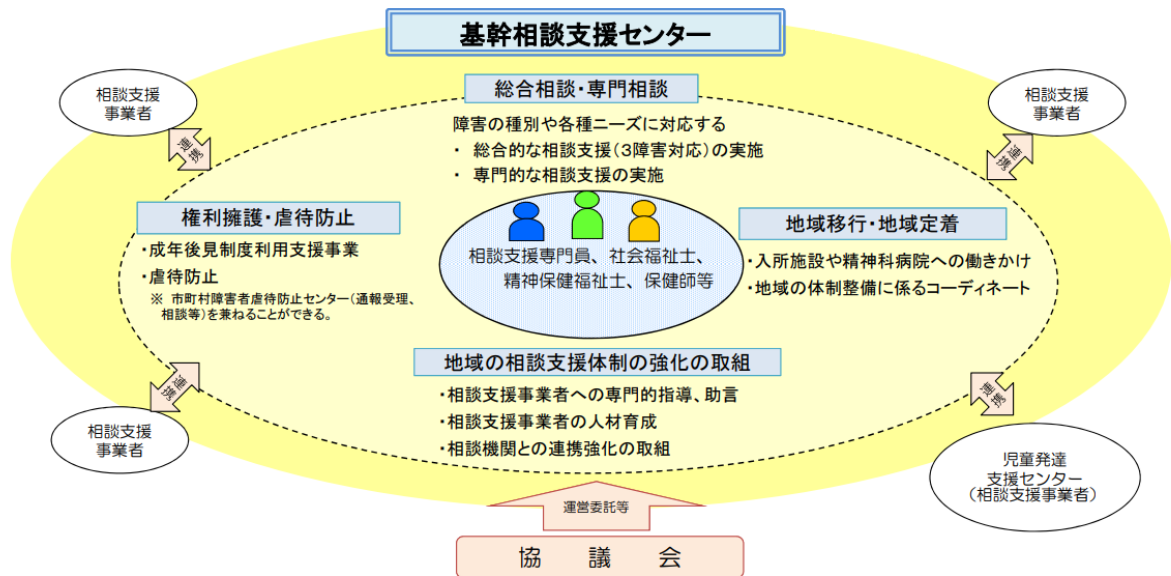
(熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画より)

○基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを進めていきます。

★基幹相談支援センターとは・・・

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）をはじめ、地域の実情に応じた業務を行います。

【基幹相談支援センターの役割のイメージ】



(厚生労働省 第127回社会保障審議会障害者部会 (令和4年4月18日) より)

取り組み方針3 住み慣れた地域で、共に安心して暮らせる支援の充実

障がいがある人が地域で安心して暮らせるように、障がいに応じた情報提供を行うとともに、一人ひとりの環境に応じた支援に努めます。また、防災・防犯対策については、地域で支える体制づくりに努めます。

めざすべき姿

必要な情報が提供され、必要な支援が受けられる環境が整っている

【3-1】必要な情報を必要な人が知るために

現状と課題

〈障がい福祉サービス等に関する情報の入手方法について〉

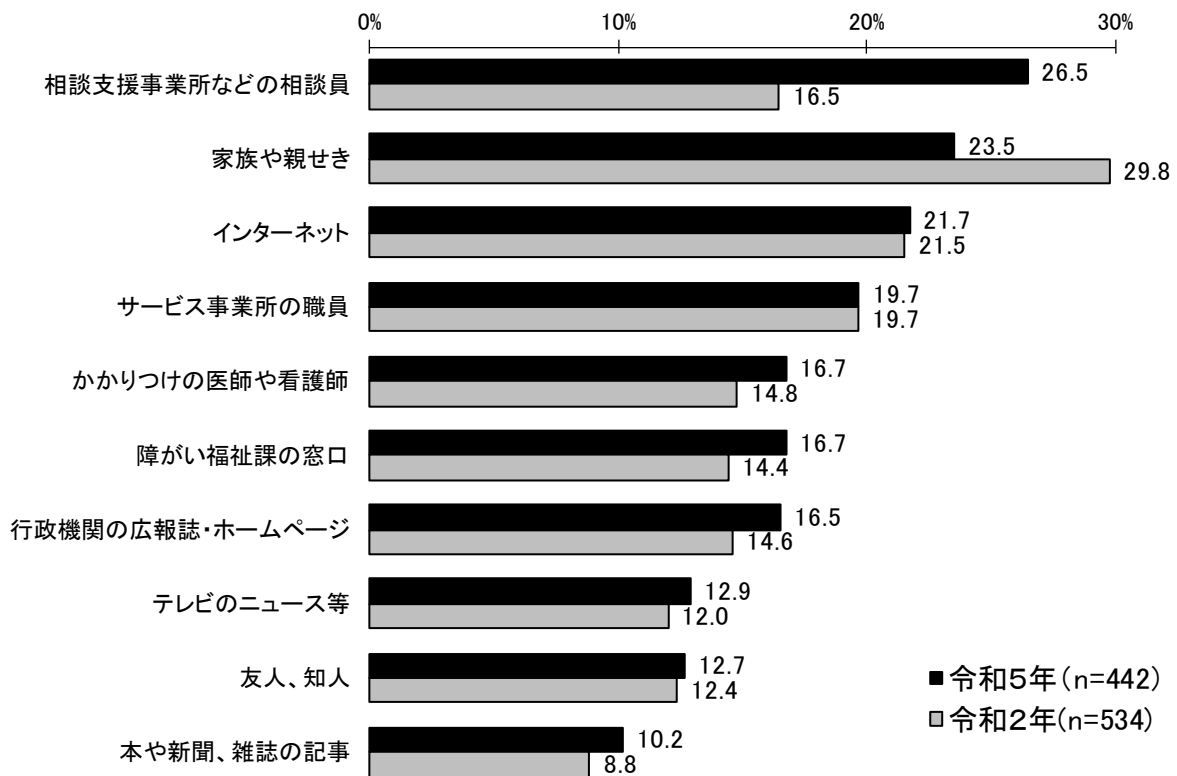
- アンケート調査によると、障がい福祉サービスなどに関する情報の入手先については、全体では「相談支援事業所などの相談員」の割合が26.5%で最も高く、次いで「家族や親せき」(23.5%)、「インターネット」(21.7%)などの順となっています。
- 上位の項目を令和2年の調査と比較すると、「相談支援事業所などの相談員」の割合が10.0ポイント増加しています。一方、「家族や親せき」の割合は6.3ポイント減少しています。年齢別で見ると、18～29歳では「家族や親せき」の割合が最も高くなっています。手帳と障がいの種類別で見ると、療育手帳・高次脳機能障がいでは「インターネット」の割合が他の種類より低く、「相談支援事業所などの相談員」などの割合が高くなっています。また、「本や新聞、雑誌の記事」と回答した人がすべての種類で一定数いることから、紙媒体での情報提供も重要であると考えられます。

〈情報取得のための支援について〉

- 社会生活において、必要な情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができることは極めて重要です。障がいの有無に関わらず、求める情報に誰もがアクセスできる社会をめざしていくことが求められています。
- 町のホームページは、文字の大きさの変更や色の変更、音声読み上げの対応を行うとともに、「広報くまとり」は、点字版・音声版を作成し、視覚障がいがある人が情報を取得しやすい環境づくりに努めています。
- 本町では、手話言語条例を制定し、手話への理解促進と普及を図るため、手話に関わる施策を総合的かつ計画的に取り組んでいます。
- 今後は、障がいがある人のニーズ、障がいの特性に応じた情報支援について、一層の充実を図っていく必要があります。

【障がい福祉サービスなどに関する情報の入手先】

〈令和2年調査との比較〉



《年齢別、手帳と障がいの種類別》

		合計 (人)	相談支援事業所などの相談員	家族や親せき	インターネット	サービス事業所の職員	かかりつけの医師や看護師	障がい福祉課の窓口	行政機関の広報誌・ホームページ	テレビのニュース等	友人、知人	本や新聞、雑誌の記事
		%										
全体		442	26.5	23.5	21.7	19.7	16.7	16.7	16.5	12.9	12.7	10.2
年齢	18歳～29歳	69	37.7	42.0	14.5	15.9	5.8	13.0	4.3	5.8	11.6	5.8
	30歳代	46	43.5	30.4	21.7	28.3	30.4	28.3	19.6	15.2	15.2	10.9
	40歳代	96	20.8	19.8	25.0	20.8	17.7	19.8	15.6	13.5	12.5	12.5
	50歳代	124	18.5	23.4	25.0	17.7	21.0	16.1	19.4	12.1	13.7	8.1
	60歳～64歳	65	23.1	10.8	23.1	20.0	12.3	12.3	23.1	23.1	9.2	18.5
	65歳以上	27	40.7	14.8	11.1	29.6	3.7	7.4	14.8	7.4	14.8	3.7
障がいの種類と手帳の種類	身体障がい者手帳	224	21.9	24.6	26.8	21.9	15.6	15.2	21.4	14.3	13.4	12.1
	療育手帳	149	45.6	28.2	9.4	32.2	9.4	18.8	11.4	13.4	10.1	7.4
	精神障がい者保健福祉手帳	125	23.2	22.4	22.4	14.4	28.8	17.6	12.8	10.4	15.2	6.4
	自立支援医療認定	155	23.9	21.3	20.0	17.4	28.4	20.0	11.6	7.7	14.2	5.2
	発達障がい	100	39.0	32.0	20.0	19.0	15.0	21.0	12.0	13.0	11.0	10.0
	高次脳機能障がい	19	36.8	36.8	5.3	31.6	21.1	21.1	5.3	5.3	10.5	5.3
	難病認定	38	15.8	18.4	26.3	13.2	15.8	26.3	26.3	15.8	15.8	10.5

※網掛け部分は割合が最も高い項目

(アンケート調査より)

目標に向かったの取り組み

〈情報取得のための支援について〉

- 「広報くまとり」や「福祉のしおり」を活用し、障がいのある人が必要な情報を得られるように取り組みます。
- 「広報くまとり」については、ボランティアグループと連携し、引き続き点字版や音声版の作成に努めます。
- 町のホームページにおいては、障がいがある人が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 熊取ふれあいセンターに引き続き手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人の相談等に対応できる体制をとります。また、窓口対応のためのデジタル機器の導入を図ります。
- イベントや会議等においては、障がいがある人の状況に応じた情報の取得ができるよう支援に努めます。

【3-2】住民同士が支え合い、地域で安心して暮らすために

現状と課題

〈将来の暮らしについて〉

- アンケート調査によると、将来どのように生活したいかについては、全体では「自宅で、家族などと一緒に暮らしたい」の割合が36.9%で最も高く、「自宅で、一人で暮らしたい」(12.4%)と合わせて49.3%の人が在宅での暮らしを考えています。
- 令和2年の調査と比較すると、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら暮らしたい」などの割合が増加しています。自宅で生活ができるようサポートをしていく必要があるとともに、グループホームなどの施設の充実も必要です。

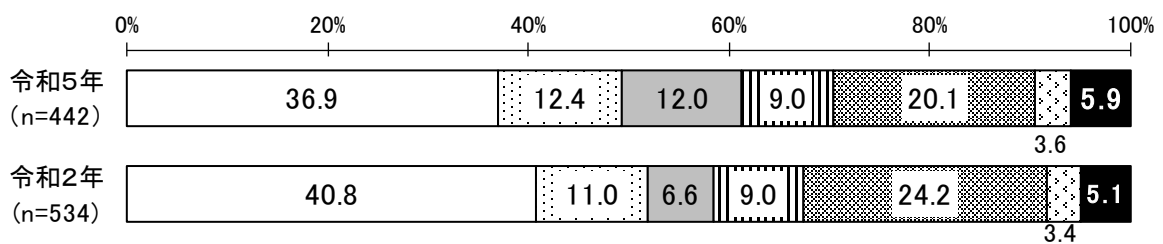
〈地域での生活支援について〉

- 障がいがある人の希望する生活に応じた住まいや介護、日中活動、相談支援などの適切なサービスの提供、近年問題となっている、「ヤングケアラー」への対策も含め、家族の支援を目的とした、日中一時支援などのサービスの利用促進が求められます。
- 障がいのある人を含む生活困窮の支援については、コミュニティソーシャルワーカーをとおして、大阪府のは一と・ほっと相談室等と連携して、適切な支援につながるよう取り組んでいます。

【将来の暮らしの意向】

《令和2年調査との比較》

- 自宅で、家族などと一緒に暮らしたい
- 自宅で、一人で暮らしたい
- グループホームなどで、介助や支援を受けながら暮らしたい
- 障がいのある人のための障がい者支援施設や、高齢者介護施設で暮らしたい
- 今後ゆっくり考えたい
- その他
- 無回答



(アンケート調査より)

アンケート調査より (ご意見の一部を掲載しています)

質問：将来の暮らしについて

- ・親亡き後の子どもの将来が心配。グループホームでの生活も、家庭と同じようにはいかないと思う。人手不足のため細かい部分のお願いがしにくい。
- ・障がいといっても様々なかたちがあり、なかなか理解してもらうことは難しいと思うが、少しでも、社会や職場で、距離感を縮められて、情報等を共有できるような世の中になることを願う。

質問：今の生活について

- ・障がいの程度によっては家族内での介護に限界があり、個々の状況を受け止めて、温かみのある福祉行政をお願いしたい。
- ・障がいがあっても楽しく暮らしたい。毎日生きがいを持ち社会の中で必要と思われながら生活したい。

目標に向かったの取り組み

〈地域での生活支援について〉

- 障がいのある人の希望する生活に応じた住まいや介護、日中活動、相談支援などの適切な福祉サービスを提供します。
- 障がいのある人の創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会との交流を促進する地域活動支援センター事業を実施するとともに、利用促進を図ります。
- 障がいのある人の家族に対する支援として、「日中一時支援」などのサービスを提供します。
- 障がいのある人も地域で安心して暮らせるために、見守り活動などを推進するとともに、生活支援ボランティアの育成を行います。
- 障がいのある人の意思疎通支援のため、引き続き手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

〈各機関との連携について〉

- 障がいのある人の生活困窮に関しては、今後も、はと・ほっと相談室や関係機関と連携し、必要な支援の提供を行います。
- 保健所や関係機関と連携し、入所者や入院者が地域での生活に移れるよう取り組みます。
- 大阪府等と連携し、重症心身障がい児者を介護している家族負担を軽減する基盤整備など必要な支援のため、協議等を行っていきます。

【3-3】安心して保健・医療サービスを受けるために

現状と課題

〈望む暮らしについて〉

- アンケート調査によると、望む暮らしの実現については、全体では「経済的な負担の軽減」の割合が62.0%で最も高く、次いで「病院や診療所が近くにあり、医療などが適切に受けられること」(59.7%)と、経済的な負担が大きいと感じる方や、医療サービスを受けるための施設が身近にあることを望む方が多くなっています。
- 上位の項目を令和2年の調査と比較すると、「生活訓練の充実」「緊急時に一時的に受け入れてくれる場所の確保」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」の割合が増加しています。年齢別で見ると、30歳代以下では「経済的な負担の軽減」の割合が最も高くなっています。手帳と障がいの種類別で見ると、身体障がい者手帳・高次脳機能障がい・難病認定では「病院や診療所が近くにあり、医療などが適切に受けられること」の割合が最も高くなっています。

〈生活習慣病予防について〉

- 障がいのある人を含め、生活習慣病の予防について、受診勧奨・受診確認を丁寧に行い、重症化予防にも重点的に取り組んでいます。

〈医療体制等について〉

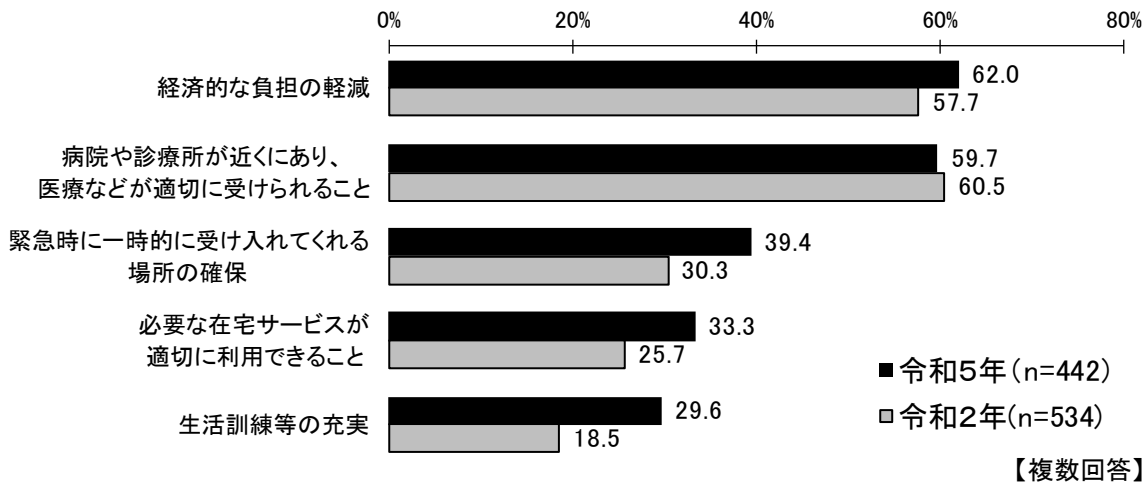
- 重度の障がいがある人が保険証を使用し診察を受ける際に、医療機関等に支払う一部負担金の額を軽減する、重度障がい者医療費助成制度を実施しています。

〈各機関との連携について〉

- 難病患者に対しては、保健所と連携し、在宅で安定した療養生活を送れるよう、障がい福祉サービス等の利用について配慮しています。また、自ら受診が困難な精神疾患の患者については、随時保健所等の関係機関と連携を行っています。

【望む暮らしの実現に向けて必要なこと】

《令和2年調査との比較》



《年齢別、手帳と障がいの種類別》

		合計 (人)	経済的な負担の軽減	病院や診療所が近くにあり、医療などが適切に受けられること	緊急時に一時的に受け入れてくれる場所の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実
		%					
全体		442	62.0	59.7	39.4	33.3	29.6
年齢	18歳～29歳	69	65.2	39.1	47.8	33.3	36.2
	30歳代	46	76.1	58.7	50.0	32.6	37.0
	40歳代	96	64.6	67.7	43.8	32.3	27.1
	50歳代	124	55.6	58.9	31.5	31.5	25.8
	60歳～64歳	65	56.9	64.6	29.2	36.9	26.2
	65歳以上	27	63.0	74.1	44.4	51.9	44.4
障がいの種類と手帳	身体障がい者手帳	224	61.6	63.8	37.9	37.1	29.0
	療育手帳	149	51.0	45.6	45.0	29.5	38.9
	精神障がい者保健福祉手帳	125	68.8	67.2	36.8	30.4	24.8
	自立支援医療認定	155	67.1	63.9	40.6	33.5	28.4
	発達障がい	100	66.0	47.0	47.0	29.0	33.0
	高次脳機能障がい	19	47.4	78.9	47.4	36.8	36.8
	難病認定	38	55.3	76.3	44.7	39.5	23.7

※網掛け部分は割合が最も高い項目

(アンケート調査より一部抜粋)

相談支援事業所への調査より (ご意見の一部を掲載しています)

質問：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらさを感じる原因となる障壁（バリア）が取り除かれてきたと思うことがあればご記入ください。

- ・ひまわりドームは、バリアフリー化した建物で、プールなど障がいのある人が使いやすいようになっていると思う。
- ・熊取はかつては閉鎖的な町で、障がいのある人を家から出さない、いることを隠すなどをしてきたが、町内でもよく見かけるようになった。考え方や思想が少しずつ変わってきたように思う。外を歩きやすくなった。

目標に向かったの取り組み

〈生活習慣病予防について〉

○今後も、障がいのある人の高齢化・重度化もさらに進むと予測されており、障がいの重度化の緩和、生活習慣病の予防などは、地域の中で暮らし続けていく上で、とても重要となります。生涯生活をとおして生活習慣病の予防などの普及・啓発を進めることで、障がいの重度化の防止に努めます。

〈医療体制等について〉

○医療費の助成制度の周知徹底に努め、保健・医療・福祉分野の関係機関における連携を図り、地域住民のニーズに応えられる医療体制の確立に取り組みます。

○心の健康づくりとしては、早期に専門の相談機関につなげられるよう、各種相談の利用促進に努めます。

〈各機関との連携について〉

○難病患者に対しては、保健所と連携し、在宅で安定した療養生活を送れるよう、障がい福祉サービス等の利用について配慮していきます。

○在宅医療については、大阪府等と連携しながら、障がいのある人への医療受診の一層の充実や、障がいのある人が訪問診療・訪問看護等の医療サービスを受けやすい体制づくりを推進していきます。

○自ら受診が困難な精神疾患の患者に対して、適切な医療につなげられるよう、随時保健所等の関係機関と連携し支援を行います。

【3-4】災害時の避難を含めた防災対策を進めるために

現状と課題

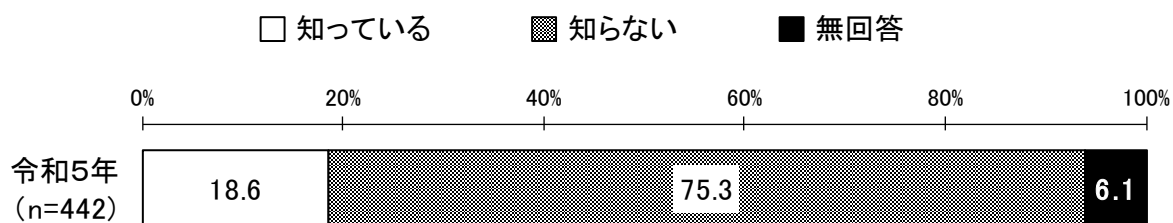
〈まちぐるみ支援制度について〉

- アンケート調査によると、まちぐるみ支援制度について「知らない」の割合が75.3%となっています。災害時に誰もが安全に避難するためには、障がいの有無に関わらず、制度の認識を高める必要があります。
- 災害時の避難行動に支援を必要とする障がいのある人などの「まちぐるみ支援制度（避難行動要支援者支援プラン）」について、自治会や民生委員児童委員をはじめとする避難支援等関係者により、避難支援を行うための体制整備を進めています。
- 避難行動要支援者プランに基づいて、本人の情報提供について同意を得た対象者について、災害時の避難に係る個別計画の作成を進めていく必要があります。

〈災害時における支援体制について〉

- 町内の福祉施設12施設と締結した「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」により災害時における体制を確保しています。
- 災害時は、移動が困難である障がい者や、情報の取得や理解が困難な障がい者にとってリスクが高く、住民全体の死亡率よりも障がい者の死亡率が高くなる傾向にあります。引き続き、災害時の障がい者の避難や安全確保のための体制整備を進める必要があります。

【まちぐるみ支援制度の認識状況】



(アンケート調査より)

目標に向かったの取り組み

〈まちぐるみ支援制度について〉

○まちぐるみ支援制度（避難行動要支援プラン）に基づき、要支援者の円滑な避難が実施されるよう、本人の意思などに十分に留意しつつ、地域支援者等を主体とした共助による避難体制づくりに努めます。また、福祉専門職との連携により、情報提供への同意や個別計画の作成を進めていきます。

〈災害時における支援体制について〉

○障がいのある人やその家族に対して、食料や障がい特性から必要となる物品等の備蓄、避難場所や避難ルート等の確認など、平常時からの備えについての啓発に努めるとともに、自治会活動など日頃から関わりのある人たちと連携した避難支援体制づくりを進めます。

○町内の福祉施設と締結した「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」により災害時における体制の確保を継続し、災害時において、障がいのある人が、適切な環境で避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の体制整備に努めます。

○メールやFAXによる通報システムや、緊急通報システム等の充実により、障がいのある人が、迅速・適切に非常時の連絡ができる体制づくりに努めます。

〈災害時における地域連携の周知について〉

○自治会活動や、校区・地区福祉委員会などの地域コミュニティ活動を通じ、障がいのある人が日頃から関わりのある人たちと連携した避難支援の重要性について、周知・啓発により普及に努めます。

○地域生活支援拠点等については、地区での認知を広めるため、校区・地区福祉委員会等の場で概要説明を行うなど、さらなる周知に努めます。

【3-5】安心して生活するための防犯活動を進めるために

現状と課題

〈防犯・見守り活動について〉

- 町内において、防犯カメラの増設や、安全パトロールなどの防犯活動により、犯罪件数の減少に努めています。
- 民生委員児童委員において地域住民の見守り活動を実施しています。また、まちぐるみ支援制度の利用により、普段からの見守りを必要とする方に対してのフォローをしています。住民の消費者被害の相談にも対応できるよう、法律相談を月2回開催しています。

〈消費生活に関する相談等について〉

- 消費生活に関する相談窓口の周知啓発については、一般住民向けの連続講座やミニ講座に加え、町立小中学校にて出前講座などを行っているところですが、相談につながらないまたは、相談のタイミングを逸してしまう障がいのある人などにおいては、見守りをより充実させる必要があります。

目標に向かったの取り組み

〈防犯・見守り活動について〉

- 障がい者も地域で安心安全に暮らせるよう、町内に設置した防犯カメラの活用、地域住民に対する防犯意識の啓発、安全パトロール等の防犯活動などを継続して実施していきます。
- 自治会活動や校区・地区福祉委員会などの地域コミュニティ活動と連携し、地域住民による見回り活動の促進や、地域ぐるみの防犯体制づくりに努めます。
- 民生委員児童委員による地域の見守り活動や、まちぐるみ支援制度による見守り活動により安全・安心な地域づくりを推進します。また、法律相談を引き続き実施し、住民の安全安心に努めます。

〈消費生活に関する相談等について〉

- 引き続き消費生活に関する相談窓口の周知・啓発に努めるほか、障がいのある人も含め消費生活における被害の早期発見・早期解決につなげられるよう、地域のステークホルダーを巻き込んだ、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」の設置について調査検討を行います。

〈各機関との連携について〉

- 聴覚障がいや言語障がいがある人が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備されているFAXによる緊急通報（FAX110番）、メールによる緊急通報（メール110番）、110番アプリシステム等の周知に努めます。
- 警察と行政・地域の連携の促進等による犯罪被害の防止・早期発見に努めます。

取り組み方針4 子どもの育ちを支える体制の整備

障がい児への支援は、乳幼児期・学齢期・成年期へと成長する過程に応じた切れ目のない支援が必要です。特に早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細かな対応は、その後の成長にとって重要です。

引き続き、関係機関（保育所・学校等）が連携し、障がい児に適切な支援を行います。

めざすべき姿

**0歳から18歳まで切れ目のない支援を
行うための体制が整っている**

【4-1】早期療育の充実

現状と課題

〈早期発見に必要な支援体制について〉

- 早期療育を進める一方で、障がいの受容の過程において、保護者に寄り添いながらの支援も必要となります。
- 妊娠期から保健師に相談しやすい顔の見える関係づくりに努め、乳幼児健診等から発達に課題のある児童を、早期に適切な療育及び教育につなげられるよう、関係機関と連携して支援に取り組んでいます。

〈療育支援について〉

- 発達に課題のある児童が、地域でいきいきと生活を送れるよう、また保護者が安心して子育てができる自信を持てるよう「すこやか一む」において個々に応じた療育を実施しています。

〈障がい児の保護者への支援について〉

- 障がい児の保護者等の介助者が休息するための支援が必要です。

目標に向かったの取り組み

〈早期発見に必要な支援体制について〉

- 乳幼児健診、発達相談等から早期発見・早期支援体制を一層充実するとともに、関係機関が連携して、障がい児福祉サービスを周知するなど、療育につながる支援体制を一層強化します。
- 児童の障がいの早期発見から、相談、療育及び教育について継続的に実施できるよう、療育・教育体制のさらなる充実に努めます。

〈療育支援について〉

- 「すこやか一む」では専門職（小児精神科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員、療育相談員等）の指導を受けながら、療育の充実を図ります。また、専門職や先輩保護者に相談する機会も活用しながら、児童への関わり方や障がい受容、進路の相談など、保護者が相談したいときに相談できる環境の充実に努めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスについては、障がいの特性に応じた質の高い支援が提供されるよう、大阪府と連携し、事業者に対して助言・指導を行っていきます。

〈障がい児の保護者への支援について〉

- 障がい児を育てる保護者への支援として、障がい児を一時的に預かる日中一時支援等のサービスを適切に利用できるよう努めます。
- 保護者の就労への希望等も考慮し、各種サービスの支給を適切に行います。

【4-2】配慮の必要な子どもへの支援とインクルーシブ教育の充実

現状と課題

- 「巡回相談」として、理学療法士や作業療法士、心理相談員、地域連携推進員等が町立保育所や民間保育園・認定子ども園・幼稚園、町立小中学校に出向き、配慮が必要な児童に関する助言を行っています。
- 町立保育所や民間保育園・認定子ども園・幼稚園、町立小中学校において、切れ目ない支援体制の取り組みとして、「きずなシート」の作成・活用に取り組んでいます。
- 町立保育所では、配慮の必要な児童の状況に応じて加配保育士を配置しており、また民間保育園、認定子ども園でも町立保育所と同様に加配保育士の配置を行うため、補助金を交付していますが、配慮を要する児童が増加しています。統合保育については、保護者理解のもと、発達相談員等の指導を受けながら、行っていく必要があります。
- 町立小・中学校において経験年数が少ない教職員が増えており、障がいについての専門性を高めることが課題となっています。

目標に向かっての取り組み

- 配慮が必要な児童に関する助言を行う「巡回相談」については、回数や内容等の充実について検討を行います。
- 保育所、認定子ども園、幼稚園、小中学校は、切れ目のない支援体制の取り組みとして、情報支援ツール「きずなシート」の作成・活用を引き続き行っていきます。
- 町立保育所では、配慮の必要な児童の状況に応じて担当医師、保健師などからの意見書等をもとに加配保育士を配置するとともに、保護者の理解のもと、児童の発達保障の見通しや手立てを、発達相談員の指導を受けながら統合保育を引き続き行っていきます。
- 町立保育所と同様に、配慮の必要な児童の状況に応じて、加配保育士を配置する民間保育園・認定子ども園に対して、引き続き補助金を交付し支援を行います。

- 法律的に責務があり、また、今後も対応が求められる医療的ケアを必要とする児童の受け入れにあたっては、適切に対応していきます。

- 教職員の専門性を向上させるために研修等を実施し、今後も児童生徒の個に応じた支援教育の充実に努めます。

取り組み方針5 社会活動等に参加できるための支援

障がいのある人にとって社会活動等は、社会とのつながりを持つ大切な機会です。本人の希望にそった活動ができるよう、必要な支援を行います。

めざすべき姿

**障がいのある人が社会活動、地域活動、文化・芸術・
スポーツ活動に参加しやすくなっている**

【5-1】社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加を 促進するために

現状と課題

〈環境づくりについて〉

- 社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動への参加を通じて生活を楽しむことができ、社会参加と交流を図れるように、障がいのある人が気軽に参加しやすい環境づくりが求められています。
- 障がいのある人の社会参加と自立を支援するため、移動支援事業の利用促進が必要です。
- ひまわりバスにおいて、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などをお持ちの方は、降車時に手帳または障がい者手帳アプリ「ミライロID」をご提示いただくことで運賃を無料としています。

〈図書館について〉

- 電子書籍の中にはオーディオブックや読み上げ機能等のついたコンテンツがあり、身体的な理由で図書館への来館が困難な人だけでなく、読書が困難な障がいがある人に対しても読書環境を整備しています。

当事者ヒアリングより（ご意見の一部を掲載しています）

質問：地域の活動や文化・芸術・スポーツ活動等へ参加していますか。

- ・ソフトボールの大会に、チームをつくって出ている。みんな雰囲気を楽しんでいる。
- ・障がい者団体の会員として、行事などに参加している。

目標に向かったの取り組み

〈環境づくりについて〉

- 文化・芸術・スポーツ活動への参加を通じて、障がいのある人が生活を楽しむことができ、社会参加と交流を図れるように、気軽に参加できる機会の拡充に努めます。
- 移動支援事業については、引き続き制度の周知に努めるとともに、対象者拡大の検討も含め、利用促進を図ります。
- ひまわりバスの運行については、障がいのある人の利用を含め、利便性向上に努めます。

〈図書館について〉

- 図書館では、来館が困難な方に向けた宅配サービスや電子図書館サービスを継続します。また、布絵本・点字図書・大活字本・LLブックなどさまざまな形態の資料を収集し、読書活動を支援します。また、関係機関と連携し、障がい児を対象としたリトミックやコンサート、出前おはなし会などを実施し、図書館での行事の参加をきっかけに、たくさんの方に親しむ機会となるように努めます。

〈ボランティア活動について〉

- 社会福祉協議会の広報にボランティアに関する情報を掲載し、誰もがボランティア活動に参加できるよう周知します。また、ボランティア活動により、障がいのある人も参加しやすい環境を整えたイベントを開催していきます。

〈地域活動支援センターについて〉

- 地域活動支援センターについては、障がい特性に応じた多様なニーズに対応し、質の高い支援を提供していきます。また、障がいのある人自身が主体性を持って活動ができるような支援の充実に努めます。

【5-2】コミュニケーション支援の充実をめざして

現状と課題

- 社会生活において、必要な情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができることは極めて重要です。障がいの有無に関わらず、求める情報に誰もがアクセスできる社会をめざしていくことが求められています。また、障がいのある人はコミュニケーションや情報へのアクセスに困難を抱えている場合も少なくないことから、コミュニケーション支援や情報提供手段の充実を図っていく必要があります。
- 本町では、平成 29 年 1 月から「手話言語条例」を施行しています。この条例に基づき、住民の手話への理解を深め、普及を一層促進していく必要があります。

当事者ヒアリングより（ご意見の一部を掲載しています）

質問：地域で生活するために必要な支援はなんですか。

- ・手話通訳が必要。

質問：コミュニケーションに関して、何かお困りのことはありますか。

- ・手話ができる人はよいが、できない人とのコミュニケーションは、筆談になり、時間がかかるので途中でやめるときもある。

目標に向かったの取り組み

- 熊取ふれあいセンターに引き続き手話通訳者を配置し、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- イベントや会議等において、主催者側が、個々の障がいに応じたコミュニケーション支援を行うよう周知・啓発に努めます。
- コミュニケーション支援を行うことができる人材育成を推進するため、引き続き手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員養成講座などを行います。
- 手話言語条例に基づく取り組みとして、手話の普及啓発活動などを行い理解が深まるよう努めていきます。

【5-3】ユニバーサルデザインに基づくバリアフリーを進めるために

現状と課題

- 障がいのある人にとって、安全に地域生活を送るためには、建物や道路などのバリアフリー化が重要です。誰もが安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点から、生活環境の改善を進めていく必要があります。
- 障がいのある人が移動する際の妨げとなる放置自転車についての対策・取り組みを強化し、放置自転車は近年減少傾向にあります。
- 熊取駅西交通広場の歩道内に熊取駅東西自由通路への乗降設備としてエレベーターを2基設置し、駅東側の既存のエレベーター（1基）と連携したバリアフリー化に努めました。

目標に向かっての取り組み

- 公共施設を整備する際には、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備等に努めます。
- 「車いす使用者用駐車区画」、「ゆずりあい駐車区画」について、また、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、町広報、ホームページに掲載し、周知に努めていきます。
- 障がいのある人を含め、移動の妨げとなる放置自転車については、これまでの指導・撤去等の取り組みによる削減が図れており、今後も継続した対策に取り組んでいきます。

【5－4】就労支援の充実に向けて

現状と課題

〈障がいのある人への就労支援について〉

- アンケート調査によると、「障がいのある人への就労支援として必要なこと」には、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が67.2%で最も高く、次いで「通勤手段が確保されること」（44.8%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮がされていること」（43.2%）、「家族の理解、協力があること」（38.7%）となっています。
- 上位の4項目を令和2年の調査と比較すると、すべての項目で割合が増加しています。

〈就労環境の整備について〉

- 障がいある人の就労を進めるためには、障がいがある人が就労することに対する理解や、障がいに配慮した設備が整っていることなど、就労環境の整備が必要です。

〈就労支援について〉

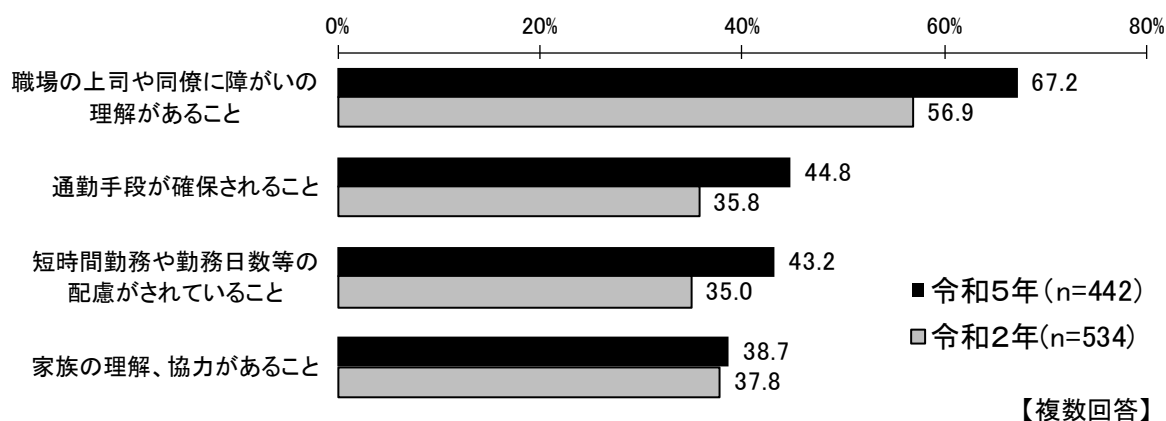
- 就労支援相談については、必要に応じて希望に基づき「就業資格取得支援助成金」を交付するなど、相談者に寄り添った対応を行っているが、就労支援相談のさらなる周知が必要です。

〈国の取り組みについて〉

- 障がいのある人への就労支援・雇用促進は、国に置いても重要な取り組みとなっており、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」においては、企業における障がい者雇用の支援の拡充が進められ、法定雇用率の引き上げなど、障がい者雇用の拡充に向けた取り組みが進められています。

【障がいのある人への就労支援として必要と思うこと】

《令和2年調査との比較》



(アンケート調査より一部抜粋)

目標に向かっての取り組み

〈就労支援について〉

- 泉州南障害者就業・生活支援センターや近隣市町の事業所と連携し、より一層の就労支援を行っていきます。
- 求職活動支援セミナーを開催するとともに、地域の就労支援相談をより身近に感じてもらえるよう、ハローワークとも連携しながら周知に努めていきます。
- 特別支援学校と連携し、在学中から進路相談に関わり、卒業後の円滑な就労、障がい福祉サービスの利用につなげられるよう努めます。

〈就労環境の整備について〉

- 障がい者雇用の促進のため、障がいのある人への理解を深める啓発活動を行います。
- 泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会に参画し、就労機会の均等や就労に係る人権啓発、就労支援の充実に向けて、事業所に対する啓発を行います。

〈障がい者就労施設からの物品等の調達について〉

- 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に規定する調達方針に基づき、町が率先して障がい者就労施設から物品等を購入することにより地域住民への販路拡大に資するよう努めます。また、「障がい者週間」に合わせ、授産製品の需要拡大に向けた啓発活動を行います。

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

計画の推進等にあたっては、本町のみならず関係機関・関係団体等との連携を図りながら、計画の推進状況の定期的な評価を実施するとともに、今後の社会情勢の変化や国・府制度の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行う等協働して計画の推進に取り組めます。

1 計画の周知

「障害者総合支援法」が改正され、令和6年4月1日に施行されることにより、さまざまな障がい福祉制度の改革が進められていますが、制度の周知は十分とはいえない状況であるため、本計画や障がい福祉制度の周知に取り組むことが大切と考えています。

周知にあたっては、引き続き広報紙の点字版及び音声版の作成、ホームページの音声読み上げや文字拡大など閲覧支援機能を継続し、障がいのある人の配慮に努めます。

また、広報やホームページだけでは必要な情報が行き届かないこともあるため、支援学校、子ども家庭センターなどの関係機関と情報共有をさらに深めながら、相談窓口での説明や、日常的に障がいのある人と接する機会が多い福祉施設などへの情報提供を行うなど、一層の周知に努めます。

2 計画の推進体制の確立

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな分野の関係機関による連携が必要です。

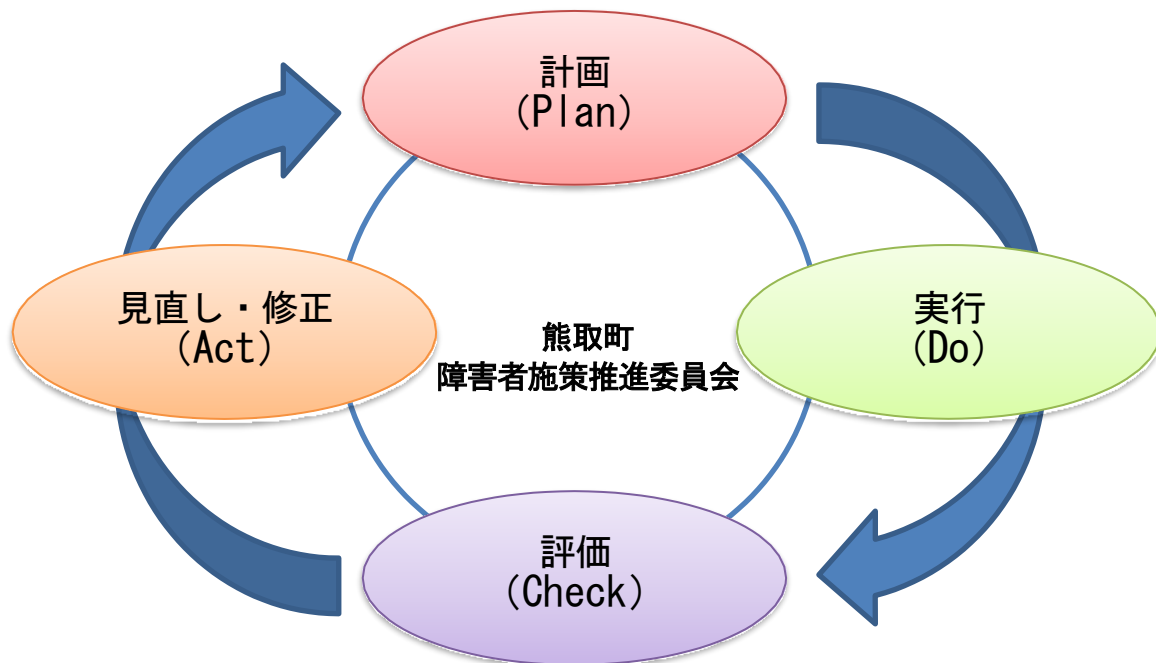
そのため、庁内関係課はもとより、熊取町障害者施策推進委員会を中心に関係機関・関係団体と連携を強化し、一人ひとりのライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

3 計画の進捗管理

計画策定後は、施策の取り組み状況、達成状況について、随時進捗管理を行い、必要があると認めるときは、計画期間内であっても、計画の変更や事業の見直し等を行います。

本計画で設定した目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Act）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

◆◆◆ 点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）◆◆◆



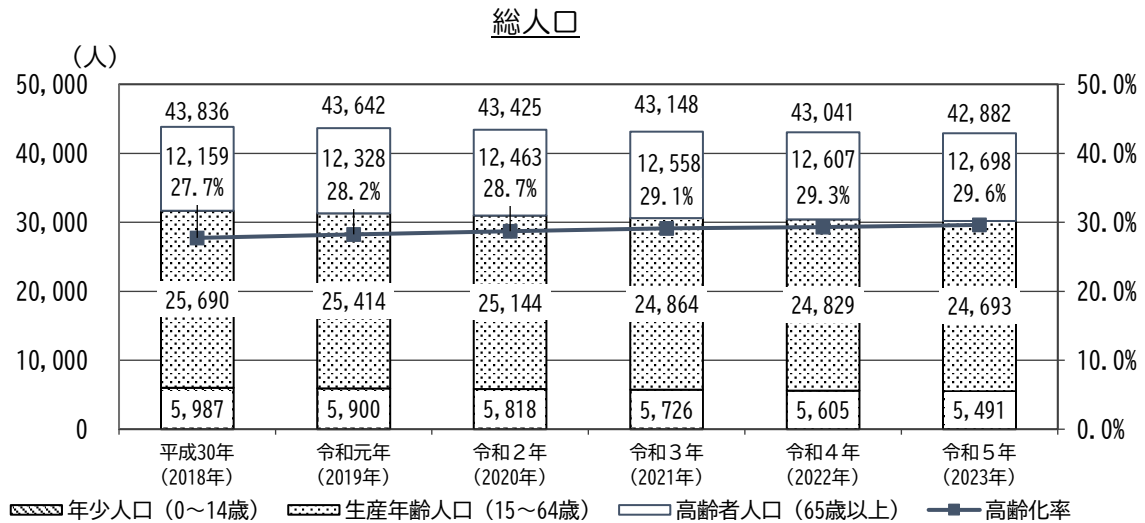
第5章 障がいのある人を取り巻く状況

第5章 障がいのある人を取り巻く状況

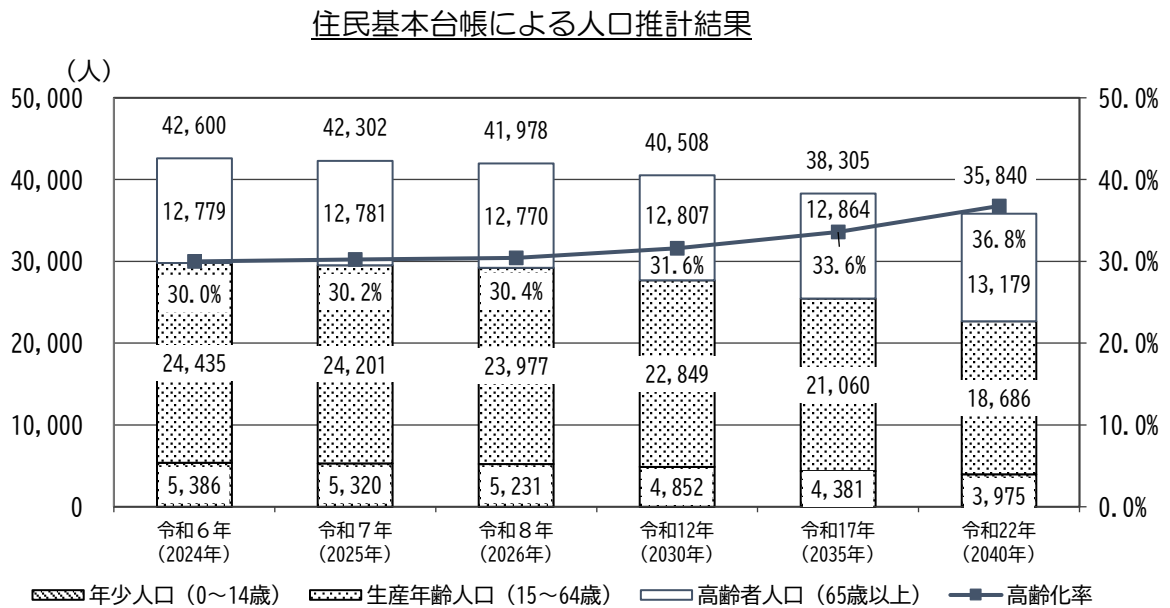
1 総人口の推移

本町における総人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年9月末現在は42,882人となっています。

高齢化率は年々高くなっていく傾向で、令和5年9月末現在では、29.6%まで上昇しています。令和22年には36.8%まで上昇すると予測されており、今後もますます高くなると見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年9月）



資料：住民基本台帳による推計結果、
「いきいきくまとり高齢者計画 2024」

2 障がい者手帳所持者の状況

(1) 概況

本町の身体障がい者手帳の所持者は微減、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加の傾向にあります。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和4年度末現在 2,391 人であり、本町の総人口の 5.6%にあたります。

障がい者手帳所持者数

(人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
手帳所持者数	2,523	2,357	2,363	2,376	2,391
身体障がい者手帳	1,878	1,664	1,654	1,634	1,610
療育手帳	342	349	355	368	389
精神障がい者保健福祉手帳	303	344	354	374	392
手帳所持者比率	5.8%	5.4%	5.5%	5.5%	5.6%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 障がい者手帳所持者の概要

令和4年度末現在における手帳所持者数と総人口の割合をみると、身体障がい者手帳は 3.75%、療育手帳は 0.91%、精神障がい者保健福祉手帳は 0.91%という状況です。

これを大阪府全体と比べると、本町の割合は低くなっています。

令和4年度末における障がい者手帳所持者数の比較

(人)

区分	人口 (人)	項目	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計
熊取町	42,903	所持者数 (人)	1,610	389	392	2,391
		対人口比	3.75%	0.91%	0.91%	5.57%
大阪府	8,770,650	所持者数 (人)	375,582	100,261	119,115	594,958
		対人口比	4.28%	1.14%	1.36%	6.78%

※熊取町の人口は、令和5年3月31日現在の総人口で、大阪府の人口は令和5年4月1日現在の推計人口となっています。また、熊取町、大阪府の手帳所持者数は福祉行政報告例による令和5年3月31日現在の所持者数となっています。

3 身体障がいのある人の状況

(1) 等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は、令和4年度末現在1,610人となっています。
等級別では、重度（1級・2級）の人が754人（1級487人、2級267人）で46.8%（1級30.2%、2級16.6%）を占めています。

等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

(人)

区分		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成 30年度	0～17歳	29	13	10	2	3	1	0
	18歳以上	1,849	526	314	327	513	90	79
	合計	1,878	539	324	329	516	91	79
	構成比	100%	28.7%	17.3%	17.5%	27.5%	4.8%	4.2%
令和 元年度	0～17歳	24	10	9	2	1	1	1
	18歳以上	1,640	461	276	293	450	91	69
	合計	1,664	471	285	295	451	92	70
	構成比	100%	28.3%	17.1%	17.7%	27.1%	5.5%	4.2%
令和 2年度	0～17歳	23	12	5	3	1	1	1
	18歳以上	1,631	480	275	270	449	88	69
	合計	1,654	492	280	273	450	89	70
	構成比	100%	29.7%	16.9%	16.5%	27.2%	5.4%	4.2%
令和 3年度	0～17歳	22	10	4	4	2	1	1
	18歳以上	1,612	478	267	262	442	93	70
	合計	1,634	488	271	266	444	94	71
	構成比	100%	29.9%	16.6%	16.3%	27.2%	5.8%	4.3%
令和 4年度	0～17歳	21	10	3	4	2	1	1
	18歳以上	1,589	477	264	257	422	97	72
	合計	1,610	487	267	261	424	98	73
	構成比	100%	30.2%	16.6%	16.2%	26.3%	6.1%	4.5%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 主な障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳の部位別では、令和4年度現在、肢体不自由が898人(55.8%)と最も多く、次いで内部障がい(479人(29.8%))となっています。

主な障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

(人)

区分		総数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	肢体不自由	音声・ 言語・ そしゃく 機能障がい	内部障がい
平成 30年度	0～17歳	29	2	6	11	1	9
	18歳以上	1,849	87	153	1,072	18	519
	合計	1,878	89	159	1,083	19	528
	構成比	100%	4.7%	8.5%	57.7%	1.0%	28.1%
令和 元年度	0～17歳	24	1	6	11	0	6
	18歳以上	1,640	74	130	968	21	447
	合計	1,664	75	136	979	21	453
	構成比	100%	4.5%	8.2%	58.8%	1.3%	27.2%
令和 2年度	0～17歳	23	1	4	10	0	8
	18歳以上	1,631	73	132	949	18	459
	合計	1,654	74	136	959	18	467
	構成比	100%	4.5%	8.2%	58.0%	1.1%	28.2%
令和 3年度	0～17歳	22	1	5	9	0	7
	18歳以上	1,612	71	131	930	16	464
	合計	1,634	72	136	939	16	471
	構成比	100%	4.4%	8.3%	57.5%	1.0%	28.8%
令和 4年度	0～17歳	21	1	5	9	0	6
	18歳以上	1,589	78	132	889	17	473
	合計	1,610	79	137	898	17	479
	構成比	100%	4.9%	8.5%	55.8%	1.1%	29.8%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

4 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在、389人となっています。
判定別で見るとA（重度）の判定を受けている人は159人（40.9%）と最も多く、各判定とも増加する傾向にあります。

判定別・年齢別療育手帳所持者数

(人)

区分		総数	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)
平成30年度	0～17歳	94	25	18	51
	18歳以上	248	124	56	68
	合計	342	149	74	119
	構成比	100%	43.6%	21.6%	34.8%
令和元年度	0～17歳	98	27	19	52
	18歳以上	251	122	56	73
	合計	349	149	75	125
	構成比	100%	42.7%	21.5%	35.8%
令和2年度	0～17歳	103	31	19	53
	18歳以上	252	123	55	74
	合計	355	154	74	127
	構成比	100%	43.4%	20.8%	35.8%
令和3年度	0～17歳	107	32	17	58
	18歳以上	261	124	57	80
	合計	368	156	74	138
	構成比	100%	42.4%	20.1%	37.5%
令和4年度	0～17歳	116	32	21	63
	18歳以上	273	127	59	87
	合計	389	159	80	150
	構成比	100%	40.9%	20.6%	38.6%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

5 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度末現在、392人となっています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(人)

区分		総数	1級	2級	3級
平成30年度	人数	303	23	192	88
	構成比	100%	7.6%	63.4%	29.0%
令和元年度	人数	344	30	211	103
	構成比	100%	8.7%	61.3%	29.9%
令和2年度	人数	354	27	214	113
	構成比	100%	7.6%	60.5%	31.9%
令和3年度	人数	374	32	220	122
	構成比	100%	8.6%	58.8%	32.6%
令和4年度	人数	392	31	240	121
	構成比	100%	7.9%	61.2%	30.9%
0～17歳	人数	18	0	2	16
18歳以上	人数	374	31	238	105

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 自立支援医療費の利用者（精神障がい、通院者）の推移

自立支援医療費（精神障がい、通院者）の利用者数は年々増加し、令和4年度末現在、779人となっています。

自立支援医療費（精神障がい、通院者）の利用者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	675	665	719	739	779
対人口比	1.5%	1.5%	1.7%	1.7%	1.8%

資料：大阪府こころの健康総合センター（各年度末現在）

6 難病等の患者の状況

指定難病医療受給者証の交付を受けている人は、令和4年度末現在、403人となっています。対象疾病は、令和3年11月1日より338疾病に拡大されています。

指定難病患者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証数 所持者数	377	385	431	396	403

資料：大阪府泉佐野保健所（各年度末現在）

7 障がい児の就学状況等

(1) 保育所における加配児童の在籍数

令和5年4月1日現在、町立保育所における個別的な支援が必要とされている児童数は52人となっています。

また、民間保育園においては31人となっています。

※令和4年度に町立保育所が1か所減り、民間保育園が1か所増えたため、在籍児童数が増減しています。

町立保育所における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	604 (214)	569 (213)	540 (203)	521 (194)	384 (140)	351 (118)
在籍障がい児数	50 (3)	44 (0)	53 (1)	49 (1)	48 (3)	52 (4)

資料：保育課（各年4月1日現在）

※（ ）内は3歳未満（再掲）

民間保育園における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	350	331	354	340	470	452
在籍障がい児数	0	11	12	11	34	31

資料：保育課（各年4月1日現在）

※加配児童とは、担当医師や保健師などによる意見書により個別的な支援が必要であるとされた児童

(2) 幼保連携型認定こども園における加配児童の在籍数

令和5年4月1日現在、幼保連携型認定こども園における個別的な支援が必要とされている児童数は9人となっています。

※令和元年度にフレンド幼稚園が認定こども園に移行し、認定こども園化によって在籍児童数が増加しています。

幼保連携型認定こども園における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	143	202	271	293	318	352
在籍障がい児数	0	0	1	3	3	9

資料：保育課（各年4月1日現在）

※加配児童とは、担当医師や保健師などによる意見書により個別的な支援が必要であるとされた児童

(3) 町立小中学校における支援学級在籍児童生徒の状況

令和5年5月1日現在、町立小中学校における支援学級は計34学級で、在籍する児童生徒数は計197人となっており、小学校では増加しています。

支援学級数・在籍児童数（小学校）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数（校）	5	5	5	5	5	5
支援学級数（級）	19	19	20	21	24	25
在籍児童数（人）	110	119	119	134	150	155

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

支援学級数・在籍生徒数（中学校）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数（校）	3	3	3	3	3	3
支援学級数（級）	9	9	9	7	8	9
在籍生徒数（人）	45	43	43	39	41	42

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(4) 支援学校

支援学校（佐野支援学校、泉南支援学校、岸和田支援学校、すながわ高等支援学校）に通っている熊取町在住の児童生徒数は、令和5年4月1日現在、計21人となっています。

※なお、本町の通学校のうち、佐野支援学校については、平成26年度から高等部が、令和2年度から小学部と中学部が、通学区域の再編により泉南支援学校へ変更となっています。

支援学校等在籍児童数

●佐野支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）	9	8	6	6	4	4
中学部（人）	11	11	7	4		
高等部（人）						
計（人）	20	19	13	10	4	4

資料：佐野支援学校（各年4月1日現在）

●泉南支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）			4	1	4	4
中学部（人）			6	3	8	5
高等部（人）	14	11	9	6	3	4
計（人）	14	11	19	10	15	13

資料：泉南支援学校（各年4月1日現在）

●岸和田支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）	0	0	0	1	1	1
中学部（人）	0	0	0	0	0	0
高等部（人）	2	1	1	0	0	0
計（人）	2	1	1	1	1	1

資料：岸和田支援学校（各年4月1日現在）

●すながわ高等支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生(人)	1	3	2	1	2	0
2年生(人)	1	1	3	2	1	2
3年生(人)	5	1	1	3	2	1
計(人)	7	5	6	6	5	3

資料：すながわ高等支援学校（各年4月1日現在）

8 熊取町職員の障がい者雇用状況

令和5年6月1日現在、熊取町役場における障がい者雇用の人数は9人となっています。算定基礎労働者数に対する雇用率は3.54%であり、法定雇用率(2.3%)を上回っています。

本町における職員の雇用状況

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
算定基礎労働者数(人)	267	258	256	259	255	254
障がい者雇用人数(人)	11	9	9	9	9	9
雇用率(%)	4.12	3.49	3.52	3.47	3.53	3.54

資料：障害者任免状況通報書（人事課 各年6月1日現在）

※算定基礎労働者数とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数。

資料編

資料編

1 アンケート調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がいがある人の障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	<p>(1) 町内に居住している障がいのある人 893人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上64歳未満の、障がい者手帳所持者または障がい福祉サービス等利用者 ・65歳以上の障がい福祉サービス等利用者 <p>(2) 町内に居住している障がいのある児童 193人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の、障がい者手帳所持者数または障がい福祉サービス等利用者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年3月1日～31日

(3) 調査の回収結果

配布数	回収数	有効回収数
(1) 893人	442人 (回収率 49.5%)	442人 (回収率 49.5%)
(2) 193人	110人 (回収率 57.0%)	110人 (回収率 57.0%)

(4) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書「熊取町第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査 結果報告書」をご覧ください。

2 意見交換及び聞き取り調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がい福祉サービス提供者（事業者）や、障がいを持つご本人、その保護者等と意見交換を行い、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査対象者と実施方法

調査対象	① 障がい者団体（2団体） ② 就労継続支援B型事業所の利用者 ③ 障がい者支援施設の利用者 ④ 精神科病院デイケア等の利用者 ⑤ 地域活動支援センターの利用者 ⑥ 障がい児を持つ親のサークル
調査方法	対面による聞き取り（ヒアリング）
調査期間	令和5年6月～7月

(3) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書をご覧ください。

3 相談支援事業所への調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がい福祉サービス提供者（事業者）等から課題に感じていることや現場の実態をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査対象者と実施方法

調査対象と実施数	自立支援協議会相談支部会に所属する11事業所
調査方法	メールでの実施
調査期間	令和5年6月

(3) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書をご覧ください。

4 関係法令の概要

(50 音順)

No.	正式法令名 (略称法令名)	概要
1	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律 (障害者優先調達推進法) 公布日：平成24年6月27日 施行日：平成25年4月1日	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とする法律。
2	障害者基本法 公布日：昭和45年5月21日 施行日：昭和45年5月21日	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める法律。
3	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 公布日：令和4年5月25日 施行日：令和4年5月25日	すべての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
4	障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法) 公布日：昭和35年7月25日 施行日：昭和35年7月25日	障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

5	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)</p> <p>公布日：平成17年11月7日 施行日：平成25年4月1日</p>	<p>障がいのある人や児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とする法律。</p> <p>平成25年4月1日に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されました。</p>
6	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)</p> <p>公布日：平成25年6月26日 施行日：平成28年4月1日</p>	<p>すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。</p>
7	<p>消費者安全法</p> <p>成立日：平成21年5月29日 施行日：平成21年9月1日</p>	<p>消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者被害の発生または拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。</p>

5 用語集

(50 音順)

語句	解説
ア行	
アクセシビリティ	高齢者や障がいのある人を含め、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができること。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、余暇活動等の外出のための支援を行うサービスのこと。
井戸端セミナー	日常生活の中で、住民が知りたい・学びたいと思う町の事業や施策について、住民が主催する集会や学習会などへ町職員が出かけてお話しするもの。
一般就労	一般の企業などで雇用契約に基づいて就労することや、在宅就労することをいう。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍するものをいう。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2030年までに達成すべき具体的な目標のこと。
LLブック	「LL」とは、スウェーデン語の「LättLäst」（英語では easy to read）の略。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意ではない人や、知的障がいのある人にとってもピクトグラム（絵文字）や写真、図を使って読みやすいように作られている。
音訳奉仕員	ボランティアで、市販の図書等の著作物を音訳（音声訳）し、録音して録音図書を製作する人のこと。
カ行	

きずなシート	町が実施している就学前から就学期の児童の情報を共有するための個別の教育支援計画。
協働	立場の異なる者が、目的や目標を共有し、それぞれの特性を生かして、対等の立場でともに力を合わせて取り組むこと。
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者や、見守りや介護が必要な者を抱える高齢者世帯、ひとり暮らしの重度身体障がい者等が、急病や災害の緊急時にペンダント等で押しボタンのみの簡単な操作によって相談に応じ、救急要請や協力員への連絡を行うシステム。
熊取町人権協会	住民の人権意識の高揚と確立を図り、人権のまちづくりに資する事業に取り組むために設立された団体。
熊取ふれあいセンター	熊取町立総合保健福祉センターのこと。
グループホーム (共同生活援助)	認知症高齢者や障がいのある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた地域で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関等が協力しながら、ケアを必要としている人に適切なサービスが提供されるように調整等を行うこと。
権利擁護	高齢者や障がいのある人等の立場が弱い人の権利を守るため、援助者が本人に代わってその権利やニーズを代弁すること。
校区・地区福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織として、主に小学校区を単位としてつくられた自主的な住民組織。地域の身近な福祉課題への対応やそのための活動などを目的とする。自治会などの地域団体や、民生委員児童委員、ボランティア、長生会などのメンバーで構成される。
高次脳機能障がい	脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がい起きた状態。
合理的配慮	障がいのある人から「社会的なバリア（社会的障壁）を取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、コミュニケーションをとることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人と他者とのコミュニケーションが円滑に行えるようにする支援。

コミュニティソーシャルワーカー	地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者。
サ行	
サービス等利用計画	障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、指定特定相談支援事業者が障がいのニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画のこと。
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	民間の社会福祉施設等における避難所の開設について、災害の状況により開設する必要性が生じた場合は社会福祉法人等の協力のもと、施設の被災の状況により要配慮者等向けに福祉避難所の開設を検討できることを定めた協定。
在宅医療	医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住まいに定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
ジェンダー	社会的意味合いからみた、男女の性差別。
事業所人権連絡会	事業所（企業）自らの社会的責任において、国民的課題である同和問題をはじめとした人権問題の早期解決と就職の機会均等を保障するため、1981年9月に77事業所が参集し、「泉佐野・熊取・田尻事業所同和問題連絡会」として設立。さまざまな人権問題を対象とした研修などの啓発行事を通じて、就職の機会均等（就職差別の撤廃等）と広く人権意識の高揚を図ることを目的とした活動を行う。
指定特定相談支援事業者	「サービス等利用計画」等を作成する計画相談支援を提供する事業者。
指定難病	難病のうち、適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定する難病。国が医療費を助成する。
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活の自立支援や集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う者。
社会的障壁	障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的として、地域住民や福祉活動団体、福祉事業者等の参加によって構成される民間の団体。
社会福祉士	身体上・精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に対して助言や指導、援助を行う専門職。
就業資格取得支援助成金	厳しい雇用情勢に置かれる就職者の就業機会の拡大を図るため、就業する上で有利となる資格を取得した者に対し、受験料等の一部を助成する制度。
重層的支援体制整備事業	障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。
重度障がい者医療費助成制度	重度の障がいがある方に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する制度。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばず働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労支援	就職につなげたり、就職後も仕事の能力をつけるトレーニングを提供したりすること。
手話通訳者	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者。
障がい実務者会議（障がい児ネットワーク会議）	各機関の実務担当者が集まり、要保護児童対策地域協議会が対象とするすべてのケースの進行管理として、定期的にケースの状況及び主たる支援機関の確認、支援方針の見直しを行うための会議。
障がい児福祉サービス	児童福祉法に基づき提供される、障がい児通所支援事業及び相談支援事業のこと。
障がい者週間	障がいについての理解を深め、障がい者福祉の増進を図るため、毎年12月3日（国際障がい者デー、障害者基本法の公布日）から9日（障がい者の日）までの一週間が「障がい者週間」と定められている。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る機関。

自立支援医療（制度）	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
（自立支援）協議会	障がいのある人が地域における自立生活を支援していくため、当事者とその家族、関係機関、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。
人権教育	人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とする教育。
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づき交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。障がいの内容によっては有期認定をされることで、再度、対象となった障がいについて医師の診断をもらい等級の見直しを行う必要があるものもある。
すこやかるーむ	熊取ふれあいセンターにて行っている事業。子育て支援の拠点として、「子育て情報の提供」「親子の交流促進」「子育ての相談」「子育てに関する学習会」「子育てサークル支援」等を行っている。
ステークホルダー	株主・経営者・従業員・顧客・取引先のほか、金融機関、行政機関、各種団体など、企業のあらゆる利害関係者のこと。
ストレングス	障がいがある人の「強み」や「長所」のこと。
精神障がい	精神疾患のため精神機能の障がいが生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のこと。
精神障がい者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
精神保健福祉士	専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、または精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者。

成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為等における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。
専門職後見人	司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家が成年後見人となり財政管理や契約などを行うこと。
早期療育	できるだけ早期に、適切な医療的リハビリテーション、指導訓練などの療育を行うことにより、障がいの軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促進するための支援。
相談支援	地域の障がい者（児）の福祉に関する問題について、障がい者（児）、障がい児の保護者または障がい者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。
タ行	
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る施設。
地域共生社会	世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
知的障がい	知的機能の障がいが発達期（概ね18歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じること。
点訳奉仕員	視覚に障がいのある方のために、墨字（活字）で書かれている書籍等の内容を点字にして伝える者。
統合保育	障がいのある子どもと障がいのない子どもを一緒に保育すること。
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
ナ行	

難病	治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のことで、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。令和3年11月1日に6疾病が追加（うち、1疾病については既存の指定難病に統合）され、指定難病は338疾病となった。
日常生活自立支援事業	障がい者等で成年後見制度を利用するほどではないが、判断能力に不安のある人が地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用契約、行政手続きなどの生活支援を行うサービス。
日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労や、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するサービス。
認知症	さまざまな脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。
ハ行	
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。一般的には、ひきこもりやニートの状態が長期化して中高年となった子どもを支えてきた親も高齢化し、収入が途絶えたり病気や要介護状態になったりして、家族が孤立する問題のこと。
はーと・ほっと相談室	大阪府にて行っている事業で、働きたくても働けない、住むところがない、など生活困窮に関する相談を受け付けている場所。
パブリックコメント	規制の設定または改廃等にあたり、政省令等の案を公表し、この案に対する住民からの意見・情報を考慮して意思決定を行う手続のこと。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消することや、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。
ヒアリング	意見の聴取と説明を兼ねた会議、公聴会、聴聞会または聞き取り調査のこと。
避難行動要支援者	災害時に、避難や情報入手などの一連の行動をとるのに支援を要する人で、災害時に優先的に安否確認するなど援護の対象となる人。主に障がい者や高齢者等が想定されている。
ひまわりドーム	熊取町立総合体育館のこと。

福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的とした教育。
福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、指定避難所での生活が困難だが、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するには至らない程度の在宅の要支援者を対象に、バリアフリー化などの配慮がされた避難所。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練や放課後等の居場所づくり等を行うサービス。
法人後見人	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主（50人以上の従業者）に義務付けられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。平成25年4月1日からは、民間企業では2.0%、国・地方公共団体・特殊法人では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%と定められている。なお、民間企業では令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に引き上げられる予定となっている。
マ行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談などを行政や関係団体と協力しながら支援を行う。なお、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。
民生委員児童委員協議会（民児協）	市町村の一定区域ごとに設置されている、民生委員児童委員が所属して活動を行う会。
ヤ行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無に関わらず、すべての人に使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設や製品、情報、環境などのデザインのこと。障がいのみならず、文化や言語、性別、年齢といった差異も含めて「すべての人に使いやすい」とされる。

要保護児童対策地域協議会（子ども相談ネットワーク会議）	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。平成16年の児童福祉法改正で設置努力義務が法的に位置付けられた。要対協と省略して表記されることもある。
要約筆記者	聴覚障がいへの情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。
ラ行	
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。
リトミック	音楽をとおして子どもの感性や表現力を育てる教育法。多くの幼稚園や保育園でも取り入れられている音楽教育のこと。
リハビリテーション	心身に障がいのある方の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。ほかに、「権利の回復・復権」「犯罪者の社会復帰」などの意味合いも含んでいる。
療育	障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

6 熊取町障害者施策推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例（平成25年条例第1号）第2条の規定に基づき、障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 障害者に関する施策について、必要なときに町長の求めに応じ意見具申をすること。
- (2) その他障害者に関する施策の円滑な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 会長は、必要に応じて委員会の状況等を町長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、障害福祉施策主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り、その都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に障害者施策推進委員会設置要綱（平成12年3月15日制定。以下「要綱」という。）に基づき設置された障害者施策推進委員会の委員として委嘱又は任命されている者は、第3条第2項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、要綱に基づく委嘱又は任命の日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際、現に要綱に基づき定められた障害者施策推進委員会の会長及び副会長である者は、それぞれ、第5条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

7 熊取町障害者施策推進委員会委員名簿

選任区分		氏名
学識経験者	大阪体育大学名誉教授	◎安場 敬祐
住民代表	熊取町自治会連合会副会長（事業厚生担当）	中野 隆文
	熊取町身体障害者福祉会会長	古田 幸和
	熊取町知的障がい者相談員	早川 厚生
関係行政機関の代表	大阪府泉佐野保健所地域保健課長	古下 尚美 （令和5年3月31日まで） 宇野 修 （令和5年4月24日から）
	大阪府立岸和田支援学校校長	塩谷 謙二
	大阪府立泉南支援学校校長	松浪 啓介 （令和5年3月31日まで） 三宅 康寛 （令和5年4月1日から）
福祉関係者 （福祉、医療、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者）	（社福）熊取町社会福祉協議会会長	前田 美穂子
	民生委員児童委員協議会会長	明松 博美
	（社福）大阪聴覚障害者福祉会 なかまの里施設長	田中 直子
	泉州南障害者就業・生活支援センター	吉水 友規恵
	（社福）和光福祉会事務長	北村 友隆
	（社福）弥栄福祉会理事長	○岩田 俊二
	（医）爽神堂七山病院理事長	本多 義治

◎会長 ○副会長（敬称略）

（オブザーバー）

関係行政機関の代表	大阪府岸和田子ども家庭センター *令和6年3月1日から大阪府貝塚子ども家庭センターに名称変更	小林 青香 （令和5年3月31日まで） 中島 淳 （令和5年4月1日から）
-----------	---	--

8 計画策定の経緯

年月日	内容
令和4年8月30日	令和4年度 第1回障害者施策推進委員会 (1) 会長の選出及び副会長の指名について (2) 第4次障がい者計画の策定及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和5年2月6日	令和4年度 第2回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画の策定及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査について (2) その他
令和5年3月1日 ～3月31日	アンケート調査の実施
令和5年6月19日 ～6月30日	相談支援事業所への調査
令和5年6月～7月	意見交換及び聞き取り調査
令和5年8月8日	令和5年度 第1回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について (2) 当事者等からの意見聴取結果報告について (3) 計画策定のスケジュール等について (4) その他
令和5年11月1日	令和5年度 第2回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画（素案）について (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について (3) その他
令和5年12月11日 ～12月25日	パブリックコメントの実施
令和6年1月22日	令和5年度 第3回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画（案）及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に係るパブリックコメントの結果について (2) 第4次障がい者計画（案）及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について (3) その他
令和6年3月15日	議員全員協議会 第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

熊取町第4次障がい者計画
(令和6年度～令和14年度)

発行 令和6年3月
企画・編集 熊取町 健康福祉部 障がい福祉課
〒590-0495
大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号
熊取ふれあいセンター内
TEL 072-452-6289
FAX 072-453-7196
E-mail shougai@town.kumatori.lg.jp

